

令和7（2025）年度  
自己点検・評価報告書

令和8（2026）年3月  
松山東雲女子大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的	6
基準 2. 内部質保証	11
基準 3. 学生	21
基準 4. 教育課程	50
基準 5. 教員・職員	64
基準 6. 経営・管理と財務	74



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

学校法人松山東雲学園（以下、「本学園」という）は、同志社に学び、松山第一基督教会（現日本キリスト教団松山教会）の初代牧師であった二宮邦次郎によって明治19（1886）年9月16日に開設された、四国最初の女学校である「私立松山女学校」を前身としている。二宮牧師は、聖書に基づき、人間の尊厳を女性自らが自覚し、敬虔な信仰をもった賢明で自立的な、更には国際的な視野をもった人物を育てる女子教育の必要性を確信し、キリスト教の精神を教育の基盤とし、女学校を設立した。

本学園が、長い教育の歴史を通じて特に重視してきたのが、『新約聖書』の「コリントの信徒への手紙Ⅰ」第13章に説かれた、信仰と希望と愛に生きることの大切さである。本学園はそこに建学の精神を見だし、スクール・モットーとして「信仰・希望・愛」を掲げ、チャペル・アワーや各種式典などでとりあげるとともに学歌、学章などにあらし、共有してきた。建学の精神は以下のとおり、本学のホームページ等で明示している。

「松山東雲学園の建学の精神は、『信仰・希望・愛』であらわされるキリスト教精神です。本学園は、この精神にもとづき、神を畏れ、神による希望に生き、神と隣人を愛する、自立した女性を育成する教育を目指します。」

### 2. 本学の使命・目的

松山東雲女子大学（以下、「本学」という）の使命・目的は、建学の精神から導き出される教育理念を、女子教育において実現することである。

学則第1条には、次のように本学の目的が定められている。

第1条 本学は、キリスト教の精神に基づく建学の理想実現をめざし、教育基本法及び学校教育法にしたがい、深く専門の学芸を研究教授し、高い人格と豊かな教養を備え、公共の福祉と文化の向上に貢献し、人と社会と共に活躍できる女性の育成を目的とする。

本学園の源流にある私立松山女学校は、男女の教育機会の格差が大きく、高等教育が女性に門戸を閉ざしていた明治中期、「学びたい」という一人の少女の願いに応えるために開かれたといわれている。男女共同参画が謳われる今日、女性活躍の推進はますます重要な教育的課題であり、本学園に継承されてきた建学の精神・教育理念に立って地域の女子教育を担っていくことが、本学の担う使命・目的である。

### 3. 本学の個性・特色

本学を特徴づけている個性・特色として、次の点が挙げられる。

#### ① キリスト教の精神に基づく大学であること

本学は、同一法人内の短期大学、中学・高等学校等とともに、長い伝統をもつキリスト教の精神に基づく教育を行う本学園の大学として地域社会に広く認知されている。二宮邦次郎が初代牧師を務めた日本キリスト教団松山教会をはじめとして、全国の教会及びキリスト教学校との間にネットワークをもち、またキャンパスには本学の象徴となるチャペル

を有する。チャペルで営まれる週1回のチャペル・アワーや行事などは、本学での教育を強く特色づけるものである。

② 四国で唯一の四年制女子大学であること

本学園は松山の地に139年の歴史をもつ女子教育機関であり、本学は現在、四国で唯一の四年制女子大学である。学びの機会や学生活動等のなかで学生が主体性やリーダーシップを培うよう努め、また今日的課題である男女共同参画あるいはジェンダー平等などの視点を取り入れ、更には女性のライフキャリア支援を充実させるなど、女子大学という環境を生かした教育活動を推進している。

③ 地域密着型の大学であること

本学園の女子教育機関としての歩みを振り返ると、キリスト教の精神に基づきつつ、常に地域社会との強い結びつきのうちに教育を実践してきた。令和7(2025)年度入学生のうち愛媛県内からの進学者が93.2%、また令和7(2025)年3月卒業生のうち愛媛県内就職者は77.1%であり、地域社会と繋がりがきわめて強いことが本学の特徴である。この特徴を生かして、地域社会・諸機関と連携し、学生の社会的・体験的学修機会の拡充を図り、地域との交流のなかで人材を育成することができると同時に、大学の教育研究活動、学生活動などを地域に還元することによって、積極的に地域への発信、協力・貢献を果たしている。

④ 小規模大学であること

本学は、1学部1学科のきわめて小規模な大学である。このことは、近隣他大学と比べても本学の個性というべき大きな特徴である。教職員と学生の距離が近い教育環境は、日常的に、きめ細かな「一人ひとりの顔の見える教育」を実現するための好条件となっている。

## Ⅱ. 沿革

### 1. 本学の沿革

#### ①松山東雲学園の沿革

年号	西暦	事項
明治19年9月16日	1886	四国最初の女学校として松山女学校を設立開校
昭和7年2月10日	1932	高等女学校令により松山雲高等女学校に名称変更
昭和10年2月8日	1935	財団法人松山東雲高等学校女学校を組織
昭和22年4月1日	1947	学制改革により松山東雲中学校開学
昭和23年4月1日	1948	財団法人松山東雲高等学校に名称変更
昭和26年3月10日	1951	学校法人松山東雲高等学校に組織変更
昭和27年4月1日	1952	松山東雲カレッジ開校
昭和31年2月16日	1956	学校法人松山東雲学園に名称変更
昭和32年4月1日	1957	松山東雲栄養学院を開校
昭和39年4月1日	1964	松山東雲短期大学開学
昭和40年3月20日	1965	松山東雲カレッジ・松山東雲栄養学院閉校
昭和43年4月1日	1968	松山東雲短期大学に附属幼稚園を設置
昭和56年4月1日	1981	松山東雲高等学校 全日制課程 英語科開設
平成3年4月1日	1991	松山東雲学園オープンカレッジを開設
平成4年4月1日	1992	松山東雲女子大学人文学部（人間文化学科・言語文化学科）開学
平成10年4月1日	1998	松山東雲女子大学 人文学部 言語文化学科を国際文化学科に名称変更
平成11年4月1日	1999	松山東雲女子大学 人文学部 人間心理学科新設
平成13年4月1日	2001	松山東雲学園オープンカレッジを発展的に解消し、松山東雲エクステンションセンターを開設
平成13年4月1日	2001	松山東雲高等学校 全日制課程 英語情報科開設 松山東雲高等学校 全日制課程 英語科募集停止
平成15年3月31日	2003	松山東雲高等学校 全日制課程 英語科廃止
平成16年4月1日	2004	松山東雲高等学校 全日制課程 英語情報科募集停止
平成29年4月1日	2017	松山東雲短期大学附属幼稚園を松山東雲学園附属幼稚園に名称変更
平成30年4月1日	2018	松山しのめ学園附属保育園を開設
令和4年4月1日	2022	松山東雲女子大学開学 30 周年

松山東雲女子大学

令和6年4月1日	2024	松山東雲女子大学人文科学部心理子ども学科に地域イノベーション専攻を新設 附属幼稚園と附属保育園を松山しなのめ認定こども園に移行 松山東雲学園児童クラブ開設
----------	------	---

②松山東雲女子大学の沿革

年号	西暦	事項
平成4年4月1日	1992	松山東雲女子大学 人文学部 人間文化学科・言語文化学科開学
平成10年4月1日	1998	松山東雲女子大学 人文学部 言語文化学科を国際文化学科に名称変更
平成11年4月1日	1999	松山東雲女子大学 人文学部 人間心理学科新設
平成19年4月1日	2007	松山東雲女子大学人文学部を人文科学部に名称変更 心理子ども学科（子ども福祉専攻・心理専攻）新設、 国際文化学科の2学科に改編
平成23年4月1日	2011	松山東雲女子大学人文科学部心理子ども学科を子ども専攻と心理福祉専攻へ改編、国際文化学科の募集停止
令和6年4月1日	2024	松山東雲女子大学人文科学部心理子ども学科心理福祉専攻を社会福祉専攻に名称変更、地域イノベーション専攻を新設し、子ども専攻・社会福祉専攻・地域イノベーション専攻の3専攻に改編

2. 本学の現況

・ 大学名

松山東雲女子大学

・ 所在地

愛媛県松山市桑原3丁目2番1号

・ 学部構成、学生数

(令和7(2025)年5月1日現在) 単位：人

学部	学科・専攻	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員	在学生数
人文科学部	心理子ども学科	50	-	205	147
	子ども専攻				
	社会福祉専攻	30	-	215	94
	(心理福祉専攻)				
地域イノベーション専攻				23	
合 計		80	-	420	264

・ 教員数

(令和7(2025)年5月1日現在) 単位：人

学部・学科	教員数				
	教授	准教授	講師	助教	計
人文科学部 心理子ども学科	10	8	7	0	25
合 計	10	8	7	0	25

・ 職員数

(令和7(2025)年5月1日現在) 単位：人

正職員	嘱託職員	パート	派遣	計
16	1	13	1	31

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的

##### 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

###### ①学内外への周知

###### ②中期的な計画への反映

###### ③三つのポリシーへの反映

###### ④教育研究組織の構成との整合性

###### ⑤変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 学内外への周知

本学では、教授会の開会にあたっては必ず祈祷を行い、建学の精神及び使命・目的を想起・共有している。また毎年の本学園創立記念日においては、記念礼拝を行い、建学の精神と使命・目的について再確認している。

新任教職員の募集に際しては、公募要領に「本学の建学の精神（キリスト教の精神に基づく教育）に理解がある者」であることを必ず要件に加え、また「新任教職員オリエンテーション」において建学の精神、使命・目的、個性・特色を説明の上、理解・協力を求めている。

学生に対しても、様々な機会を通じて周知を図っている。本学の入学式や卒業式は礼拝の形式をとり、そこで必ずスクール・モットーである「信仰、希望、愛」が述べられ、また学長式辞を通じて、建学の精神及び教育理念、使命・目的が伝えられる。学生は、必修科目の「キリスト教学」及びチャペル・アワーを通じて、建学の精神及び使命・目的を学ぶ。チャペル・アワーの講話（チャペル・トーク）は、冊子「黎明」として、学内は役職者、学外は牧師招待チャペルで配付している。なお、チャペル・アワーについては年間に数度、オープン・チャペルとして学外の方々にも開放しており、認定こども園のこどもやその保護者会の方々も参加されている。

その他、「履修要覧」「キャンパス・ガイド」によっても、建学の精神、教育目的等を周知している。

高等学校並びに高校生等に向けては、「学生募集要項」「大学案内」等の印刷物や入学者選抜説明会、高等学校訪問、オープンキャンパスなどの機会を通じて、建学の精神、教育目的等の周知に努めている。学生の家族・保証人に対しては「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学教育振興会報告」、本学園の卒業生に対しては松山東雲学園同窓会報「雪びら」、地域社会に対しては本学ホームページ等によって、建学の精神及び教育理念、使命・目的を伝えている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 1-1-1】 創立記念礼拝式次第 令和 7（2025）年度
- 【資料 1-1-2】 黎明 令和 7（2025）年度
- 【資料 1-1-3】 新任教職員オリエンテーション次第 令和 7（2025）年度
- 【資料 1-1-4】 入学式次第 令和 7（2025）年度
- 【資料 1-1-5】 チャペル・アワースケジュール 令和 7（2025）年度前学期
- 【資料 1-1-6】 履修要覧
- 【資料 1-1-7】 Shinonome キャンパス・ガイド 2025
- 【資料 1-1-8】 松山東雲女子大学 学生募集要項 令和 8（2026）年度
- 【資料 1-1-9】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 大学案内 2026
- 【資料 1-1-10】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教育振興会報告
- 【資料 1-1-11】 松山東雲学園同窓会報「雪びら」

**1-1-② 中期的な計画への反映**

本学は、使命・目的及び教育目的を達成するため、中期計画を策定している。令和 6（2024）年には、新たに令和 11（2029）年度までの「学校法人 松山東雲学園 中期計画 2024 年度～2029 年度（大学・短期大学）」（以下、「中期計画」という）を策定した。この中期計画は、「教育」「学生支援」「学生募集」に関する中期目標と事業計画で構成されており、本学の使命・目的及び教育目的が明確に反映されている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 1-1-12】 学校法人松山東雲学園 中期計画 令和 7（2025）年度

**1-1-③ 三つのポリシーへの反映**

本学の三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）は、学則に定める学科・専攻の教育目的を踏まえ、策定している。

ディプロマポリシーは、教育理念と教育目的に基づき、学生が卒業時まで身に付けるべき三つの能力（「知識・理解・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」）の観点から策定されている。また、カリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーを実現するための教育課程の編成及び実施について定めている。更に、アドミッションポリシーは、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、入学者を受入れるために、ディプロマポリシーで示す三つの能力に対応した「求める学生像」と「求める学習歴」を示している。

このように、本学の三つのポリシーは、学科・専攻の教育目的を起点とした一貫性・整合性を図っている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 1-1-13】 松山東雲女子大学ホームページ「教育方針（三つのポリシー）」

#### 1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、以上に述べた使命・目的及び教育目的を達成するため、「人文科学部」に「心理子ども学科」を置き、更に、使命・目的を幼児教育と保育の分野において実現することを目指す「子ども専攻」と、福祉領域において実現することを目指す「社会福祉専攻」、地域社会において実現することを目指す「地域イノベーション専攻」を設置している。これらの専攻には、それぞれの教育目的に照らした教育課程を定め、その担当者として適正な専任教員を置き、教育研究組織を整備している。

教育研究を推進する教学組織は、図 1-2-1 のとおりであり、使命・目的の達成のための組織体制が確立されている。特に、本学は同一キャンパス内にある同一法人内の短期大学との一体化を進めることによって教育研究力の一層の向上を図っており、多くの部門で合同組織、若しくは密接な連携・協力体制をとっている。これにより、建学の精神及び使命・目的を共有する両大学の連携を進め、建学の精神の実現、使命・目的の達成をより有効なかたちで行うことができている。本学の組織構成は図 1-2-1 に示すとおり、整合性を図っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-14】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教育職員役職規程

【資料 1-1-15】学校法人松山東雲学園 事務組織規程

# 松山東雲女子大学

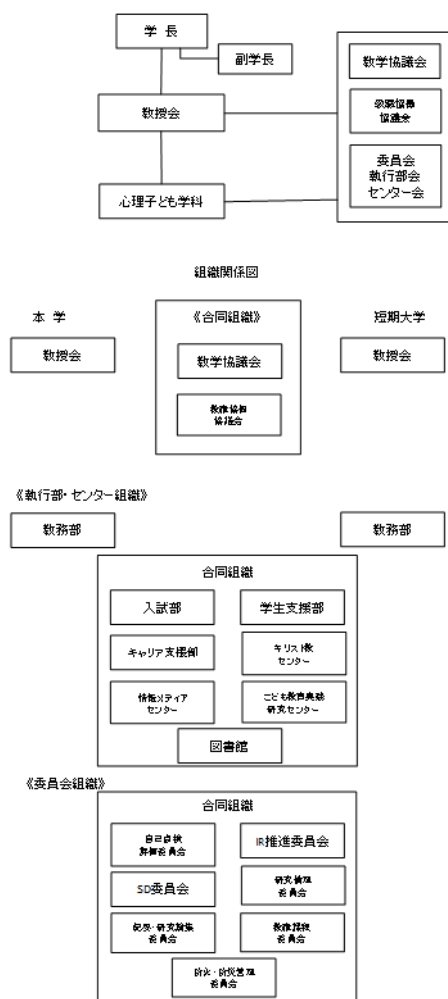


図 1-2-1 本学の教学組織図

## 1-1-⑤ 変化への対応

本学は、開学以来の建学の精神を堅持しながらも、それを時代や社会の変化のなかで教育的使命・目的に具現化し遂行するため、様々な見直しと工夫を行ってきた。

「学則」に示されている本学の目的に関しては、平成 29 (2017) 年度までは以下のとおりとなっていた。

(目的)

第 1 条 本学は、キリスト教精神にもとづく建学の理想実現をめざし、教育基本法・学校教育法にしたがって、深く専門の学芸を研究教授し、高い人格と豊かな教養および国際性を備え、公共の福祉と文化の向上に貢献できる女性を育成することを目的とする。

平成 30 (2018) 年度には、その見直しを行い、現在では以下のとおりとなっている。

(目的)

第 1 条 本学は、キリスト教の精神に基づく建学の理想実現をめざし、教育基本法及び

学校教育法にしたがい、深く専門の学芸を研究教授し、高い人格と豊かな教養を備え、公共の福祉と文化の向上に貢献し、人と社会と共に活躍できる女性の育成を目的とする。

すなわち、多様な他者との協働、女性活躍の推進等が社会の要請として高まるなかで、「人と社会と共に活躍できる」ことが本学の育成する女性像に加えられた。

また、平成 30 (2018) 年度には、三つのポリシーの見直しを行い、「学修成果評価の方針 (アセスメントポリシー)」も策定し、教育の質保証と改善に取り組んできた。

教育課程においては、令和元 (2019) 年度に、同一法人内の短期大学との共通科目群である「共通カリキュラム」を設置し、それまでの「基盤科目」の整備と充実が図られた。そこでは、変化する社会や学生のニーズに沿う形で、本学の個性・特色である女性の視点に立った教育と地域密着型大学ならではの地域理解教育をより充実化させるべく特色ある授業科目が配置された。女性の視点に立った授業科目としては、「女性とライフプランニング」「女性と健康」などが挙げられる。令和 5 (2023) 年度からは、社会で高まる健康管理に対する意識を反映し、「女性と健康」は「ライフサイクルと健康」と「フィジカルマネジメントと健康」の 2 科目へと発展させた。地域理解科目としては「まつやま学」「正岡子規と伊予の文化」などが挙げられる。また、「共通カリキュラム」には、多様化する学生の学びのニーズに応えるべく、学生自らが探究したいテーマを設定し、そのための指導教員を選ぶことができる授業科目「インディペンデント・スタディ」も設置された。

専門科目群においても、地域の様々な課題の解決が急がれるなかで、人と社会と共に活躍し、地域社会に貢献できる人材の育成を目指し、地域の課題解決型授業を展開してきた。愛媛県との連携に関する包括協定締結を機に、平成 27 (2015) 年度に、地域の課題解決型授業である「PBL 研修 I」(平成 29 (2017) 年度から「PBL 研修」に名称変更) を 1 年生必修科目として設置した。「PBL 研修」廃止後は、より専門性の高い「社会調査演習 I・II」に地域の課題解決型授業が受継がれた。あわせて、課題解決型学修には高度な情報収集能力と情報の分析力が必要であるため、心理福祉専攻では、平成 29 (2017) 年度のカリキュラムより、社会調査士資格に対応できる授業科目を準備した。社会福祉士関連科目においても、令和 3 (2021) 年度以降、課題解決型授業が標準化された。また、子どもを取り巻く環境が複雑化・深刻化している背景から、令和 5 (2023) 年度より、学際的なアプローチで子どもを取巻く問題を考える「しののめ子ども学」を開設した。

また、学生の主体的な学びの必要性が高まるなかで、本学においても、アクティブラーニングの授業を積極的に推進してきた。平成 27 (2015) 年度には、可動式の机と椅子、ホワイトボード等を備えたアクティブラーニング用の教室を設置し、図書館内にラーニング・コモンズも開設した。新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) まん延のなか、スムーズな遠隔授業が実施できるよう、学生支援や施設環境の整備を進め、対面型と遠隔型とを組み合わせ合わせた授業運営を展開し、教育の質の保証に努めた。更に、文理融合型の教育、デジタル人材の育成等が教育政策の重要課題となっていることを受けて、本学では、これまで培ってきた地域社会の課題に向き合う教育を、より時代のニーズに合ったものに展開していくために、令和 6 (2024) 年度より、新たな専攻(「地域イノベーション専攻」)を設置した。

また、令和 5 (2023) 年 3 月に学校法人国際学園星槎大学 (以下、「星槎大学」という)

〔通信制課程科目等履修〕と通信制課程科目等履修に関する協定を締結し、「子ども専攻」において、令和5（2023）年度の入学生より、小学校教諭、特別支援学校教諭の免許が取得できる制度を導入した。「心理福祉専攻」においては、近年の学生の志向性や社会のニーズを見据え、令和6（2024）年度より「社会福祉専攻」に名称変更した。

令和7（2025）年度からは、急激な少子化傾向を見据え、「社会福祉専攻」と「地域イノベーション専攻」の総定員を従来の60名から30名に縮小している。なお子ども専攻については変わることなく、50名の定員を維持している。また、2028年度からは、男女共学化を予定するとともに、小学校教諭一種免許養成課程の設置を目指して、人員ならびに体制の整備を進めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料1-1-16】理事会議事録

### 【基準1の自己評価】

#### （1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、使命・目的及び教育目的を学則に具体的かつ明確に定め、学内外に周知するよう努めている。また、本学の使命・目的及び教育目的は、個性・特色を反映したものであり、その達成のために心理子ども学科（子ども専攻、社会福祉専攻、地域イノベーション専攻）を設置し、教育研究組織の構成との整合性も図っている。

社会情勢などの変化に応じて、使命・目的及び教育目的及び教育課程の見直しを行い、それに合わせて令和6（2024）年度から専攻名を心理福祉専攻から社会福祉専攻に変更した。その際、適正な手続きに基づき決することで、役員、教職員の理解と支持を得ている。また、使命及び教育目的は、中期計画及び三つのポリシーに反映している。

#### （2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

入学定員の確保ができておらず、地域密着型の高等教育機関として地域社会に対する貢献が十分にできていない。

#### （3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

入学者確保に必要な教育改革を行うために、理事会、教職員の積極的な関与・参画を促し、理解と支持を得られるようにする。また、検証結果を中期計画へ反映し、PDCAサイクルを実行する。

## 基準2. 内部質保証

### 2-1. 内部質保証の組織体制

#### ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### （1）2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

本学の学則第1条の2では、「本学は、教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検評価を行い、その結果を公表するものとする」と明記されている。その目的を達成するため、本学では、同一法人内の短期大学とともに、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における内部質保証に関する方針」を策定し、本学ホームページ上で公表している。その基本方針は以下のとおりである。

建学の精神、使命・目的及び教育目的の達成のため、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果に基づいた継続的な改善・改革を推進し、大学の質を自ら保証する「内部質保証」に取り組む。また、これらの取り組み内容について学外に発信することで、社会に対する説明責任を果たすとともに、社会的信頼の向上を図る。

同一法人内の短期大学との合同組織である「教学協議会」「教職協働協議会」「自己点検・評価委員会」が全学的な内部質保証の核となる推進組織として次のような役割を担っている。

「自己点検・評価委員会」は、自己点検評価及び内部質保証活動を推進するため、自己点検・評価項目の策定、自己点検・評価報告書の作成、そして改善策等を実施している。

「教職協働協議会」は、自己点検・評価項目について情報共有し、全学的協力体制を構築することを目的としている。「教学協議会」は、教学の全学的な方針を協議し、三つのポリシーを起点とする教育の質保証の中心的な役割を担っている。

「教学協議会」及び「教職協働協議会」は、学長、副学長、学科長、学科長補佐、事務局長、事務局次長から構成されている。「自己点検・評価委員会」においても、学長による委嘱を受けた副学長、学科長、学科長補佐及び事務職員がその構成員となっている。このように学長を最高責任者として内部質保証の中核を担う組織が形成され、その役割と責任が明確になっている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-1】松山東雲女子大学学則 第1条の2

【資料 2-1-2】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における内部質保証に関する方針

【資料 2-1-3】学校法人松山東雲学園 経営企画委員会規程

【資料 2-1-4】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教学協議会規程

【資料 2-1-5】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教職協働協議会規程

【資料 2-1-6】松山東雲女子大学 自己点検・評価規程

【資料 2-1-7】学校法人松山東雲学園 中長期計画 令和4（2022）年度

【資料 2-1-8】中期計画 令和7（2025）年度

【資料 2-1-9】年次行動計画 令和7（2025）年度

## 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### ②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、自己点検・評価委員会が自己点検・評価及び内部質保証活動を推進している。自己点検・評価委員会で策定された自己点検・評価項目は、学科・執行部・委員会・センターにおいて自己点検・評価活動計画に落とし込まれ、検証される。検証結果は自己点検・評価委員会によって自己点検・評価報告書としてまとめられ、教授会において報告されるとともに学外に公表される。

以上のように、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価活動を行い、結果の共有を図っている。

#### <エビデンス集（資料編）>

【資料 2-2-1】学校法人松山東雲学園 中長期計画 令和 4（2022）年度

【資料 2-2-2】学校法人松山東雲学園 経営企画委員会規程

【資料 2-2-3】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教職協働協議会規程

【資料 2-2-4】中期計画 令和 7（2025）年度

【資料 2-2-5】年次行動計画 令和 7（2025）年度

【資料 2-2-6】松山東雲女子大学 自己点検・評価規程

【資料 2-2-7】松山東雲学園ホームページ「中長期計画」

### 2-2-② IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、同一法人内の短期大学との合同組織として「IR 推進委員会」を設置している。同委員会は、規程において IR を「大学機関の教育改善や経営改善のためのデータを集積、分析し、その分析結果を教育研究、学生支援、経営等に活用すること」と定義し、その推進を図っている。構成員には、統計分析を専門領域とする専任教員を配置している。IR 推進委員会は、教学をはじめとする大学の教育研究に関わるデータを集積している。それまで、学生を対象とした各種アンケートのデータ収集の実施や時期の重複や収集方法の縦断的（経時的）データの収集・分析が不十分であったことが検証によって明らかになっている。課題の改善のため、IR 推進委員会の主導のもと、新入生アンケート、年度末アンケート等の内容の見直し、実施方法の改善などを行っている。

令和 3（2021）年度からは、「中長期計画」に示された「女子教育を軸としたブランディング構築」に関する情報提供を主軸にし、エンrollment・マネジメント体制、入学時から卒業時までをとおした、学生の実態や学修成果を把握・検証・発信するための一貫した仕組みに取り組んでいる。また、ディプロマポリシーに関する学修成果と併せて、本学が学生に身に付けてほしい社会人力として「東雲力」も、学生の成長実感の指標として、デ

ータ収集を進めていた。更に、各種アンケートの収集方法の ICT 化も進めている。

令和 6（2024）年度からは、「中期計画」にのっとり、それまで進めていた学生の成長実感の計測はディプロマポリシー評価シートに任せることとし、アンケート項目を学生の視点に切り替えたアンケート項目に切り替えた。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-2-8】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 IR 推進委員会規程

【資料 2-2-9】「エンrollment・マネジメント体制の構築に向けて」（2021 年 9 月 2 日  
2021 年度第 7 回松山東雲女子大学教授会資料）

【資料 2-2-10】「EM 体制の構築に向けて 2」（2023 年 1 月 19 日教職協働協議会議資料）

【資料 2-2-11】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 年度末学生アンケート

【資料 2-2-12】新入生の意識調査集計結果報告 令和 7（2025）年度

【資料 2-2-13】参考資料（東雲力）

### 2-3. 内部質保証の機能性

#### ①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

#### ②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

#### ③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

##### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、学修支援に関して学生の意見をくみ上げる仕組みには、学生からの個別的な意見・要望の把握の手段として、アドバイザーによる学生との面談を行っている。全学的な取組みとしては、以下の各種アンケート調査を実施している。

##### ①学生の学修時間・学修行動調査アンケートの実施

学生の学修時間・学修行動に関するアンケートを全学生対象に行っており、学生の授業外での学修時間とキャンパス内での学修施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げている。本調査の結果は、各専攻で分析し、SD 委員会が集約している。集計結果は、本学ホームページに公開し、学修状況の改善策のエビデンスとしている。改善に向けての具体的な取組み例として、履修モデルの提示や効率的な時間割が組めるような授業配置等を行っている。

##### ②学生による授業改善のためのアンケートの実施

本学では、毎学期、授業終了時に「学生による授業改善のためのアンケート」を実施している。アンケートの項目は、授業内容に関する満足度、授業運営方法、教材の適性度、当該科目に対する興味・関心度、シラバスとの整合性、学生の授業に臨む意欲・関心、事

前事後学修の取組み状況、教員からのフィードバックへの満足度である。アンケートの実施方法は、令和3（2021）年度から調査票を配付し回収する方法から、WEB上で入力する方法に変更した。回答率向上のため、令和5（2023）年度は設問12項目に見直した。

令和7（2025）年度の回答率は、前学期は38.6.5%（子ども専攻41.3%、心理福祉・社会福祉専攻31.4%、地域イノベーション専攻38.9%）、後学期は33.8%（子ども専攻36.7%、心理福祉・社会福祉専攻30.9%、地域イノベーション専攻22.1%）である。

「学生による授業改善のためのアンケート」の結果は科目ごとに集計を行っている。集計結果に対しては、各教員が担当科目すべてにおいて所見と改善方策をコメントしている。教員コメントは、学生用ホームページ及び教職員用ホームページで閲覧できる。また、アンケートの集計結果における評価の低い教員に対しては、改善計画の提出を義務化するなど、授業内容・方法の改善に向けての仕組みがある。

以上のとおり、本学では、小規模大学の特性を最大限に生かし、学修支援の要望を迅速に取り入れている。また、個別の学生の能力や合理的配慮が必要な学生の状況に合わせて、更にきめ細かな支援を行っている。これらの取組みは、学生の学修や教育の充実・向上に適切に機能している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料2-3-1】学生の学修時間・学修行動調査アンケート

【資料2-3-2】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 SD委員会規程

【資料2-3-3】学生による授業改善のためのアンケート

【資料2-3-4】学生による授業改善のためのアンケート教員コメント

【資料2-3-5】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教員評価規程

③UPI調査（精神的健康度調査）の実施

本学では、カウンセリングルームが4月の健康診断時に、すべての1年生と3年生にUPI調査を実施している。表2-3-1のとおり、提出率は高く早期把握を行っている。更に、収容定員（460人）に対して心理職・精神保健福祉職の職員（4人）で把握したニーズに対して、表2-3-2のとおり、早期の支援に繋げている。

表2-3-1 UPI提出状況 2024年度

	子ども 1年	地域イノベ 1年	社会福祉 1年	合計	子ども 3年	心理福祉 3年	合計
学生数 (人)	28	14	11	53	37	41	78
提出数 (件)	27	14	11	52	37	38	75
提出率 (%)	96.4	100.0	100.0	98.1	100.0	92.7	96.2

表 2-3-2 早期支援抽出状況 2024 年度

	子ども 1年	地域イノベ 1年	社会福祉 1年	合計	子ども 3年	心理福祉 3年	合計
学生数 (人)	28	14	11	53	41	37	78
抽出者 (人)	7	7	4	18	10	7	17
抽出率 (%)	25.0	50.0	36.4	34.0	24.4	18.9	21.8
来室者 (人)	5	5	2	12	4	2	6
来室率 (%)	71.4	71.4	50.0	66.7	40.0	28.6	35.3

④カウンセリングの実施

平成 30 (2018) 年度から従来の相談内容項目に発達障害など新しい内容の追加をした。令和 6 (2024) 年度は、2021~2022 年度にワークショップ形式で実施した『テコンドー・ストレッチ体験』を、面談室にて個人レッスン形式で実施し (講師は専任職員が担当)、相談内容項目に追加している。ニーズの詳細は表 2-3-3 のとおりである。

2-3-3 カウンセリングルームで把握した学生の生活支援のニーズ (2024 年度)

相談内容	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	合計	
	修学上の問題	休学・退学	進学	就職	自分のあり方・性格	対人関係	家族関係	生活上の問題	身体面の問題	精神面の問題	経済的問題	発達障害	ハラスメント・人権侵害	LGBT	CTI関連	居場所	情報提供・その他	心の相談日		テコンドー・ストレッチ体験
計	10	1	0	16	34	21	24	0	2	23	1	1	0	0	32	144	47	5	5	366

カウンセリングルームの利用傾向は、表 2-3-4 (前学期・後学期) と表 2-3-5 のとおりである。利用傾向を踏まえて、チャペル・アワー終了後の時間帯を利用してカウンセリングルームの活用を促す講話やカウンセリングルームだよりを定期的に全学生にメール配信するなど、時機に合った周知を図っている。また、表 2-3-5 に示すとおり、時間帯別利用件数を分析した結果、平成 30 (2018) 年度後学期から開室を 1 時間早め、9 時 30 分から対応できるように改善している。

表 2-3-4 月別利用状況（前学期） 2024 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
延べ数（人）	76	47	38	36	7	17
実数（人）	35	24	24	18	6	12
在籍数（人）	286	286	286	286	286	286
利用率（％）	12.2	8.4	8.4	6.3	2.0	4.2

表 2-3-4 月別利用状況（後学期） 2024 年度

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
延べ数（人）	52	33	17	31	6	6
実数（人）	30	19	8	10	4	3
在籍数（人）	280	280	280	280	280	280
利用率（％）	10.7	6.8	2.9	3.6	1.4	1.0

表 2-3-5 時間帯別利用件数 2024 年度（件）

	1時限	2時限	昼休み	3時限	4時限	5時限	放課後
計	28	24	75	155	82	2	0

#### ⑤ワークショップの実施

カウンセリングルームでは、学生の心身のリラックスを目的としたワークショップも実施している。日頃カウンセリングルームを利用しない学生も来室しやすいように、メール配信や掲示板などで周知を行っている。

令和6（2024）年度は、『ビーズアクセサリーをつくる会』を3回実施した（大学・短大合同）。講師は、カウンセリングルーム室員である本学教員が担当した。ビーズリングをはじめとしたビーズアクセサリーを、講師のレクチャーのもと学生が個別で作成した。第1回目は7月に実施し、本学からは9名が参加した。参加者の満足度が非常に高く、「また実施してほしい」という希望が多数あったため、第2回目を11月に実施し、本学からは7名が参加した。第2回目も好評で、再度実施の要望があったため、第3回目を12月に実施したところ、本学から7名が参加した。

令和7（2025）年度は、ハンドメイド関連のワークショップを2回実施した（大学・短大合同）。いずれも講師は非常勤カウンセラー1名が担当した。第1回目は『ハギレでリースをつくる会』を6月に実施し、本学からは7名が参加した。第2回目は『ハンドメイドを楽しむ会』を11月に実施した。第2回目は、第1回目のハギレでリースを作る作業と、昨年度好評だったビーズアクセサリーを作る作業、両方ができる内容にした。本学からは4名が参加した。

2年連続でハンドメイド関連のワークショップを実施し、いずれの回でも、学生から「無心になれる」「スマホを触らず作業に没頭でき、デジタルデトックスになる」といった感想が寄せられた。

#### ⑥学生との懇談会の実施

本学では、年 1 回、学生会の執行部員と大学生協学生委員の学生、学生支援部教職員と学長との懇談会を設けている。学生から収集された意見・要望事項について、学長、学生支援部教職員がくみ上げ、学生の意見を可能な限り取り入れるよう応じている。また、教育カリキュラム等に関する意見交換会を本学及び同一法人内の短期大学の学生代表と教務部、教員及び教務課職員で実施している。教育課程や授業全般についての意見を聴取し、次年度の教育改善に生かしている。

#### <エビデンス集（資料編）>

【資料 2-3-6】三浦保緊急助成金情報（学生へのメール）と採択状況

【資料 2-3-7】UPI（精神的健康度調査）

【資料 2-3-8】学生向けワークショップ

【資料 2-3-9】学長との懇談会

#### 2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者からの意見を反映し、教育の水準を向上させるため、本学では、2016 年度より、「教学に関する協議会」として松山法人会青年部会の方々をお招きし、意見を伺う場を設けている。そこでは、3 ポリシー、教育課程など本学の教育の内実についての説明の後、採用プロセスの際にいかなる学修成果が期待されているかなどの意見を伺っている。ここで伺った意見を基に、本学では2025年度からディプロマサプリの導入に取り組んでいる。

#### <エビデンス集（資料編）>

【資料 2-3-10】教学に関する協議会 議事録

【資料 2-3-11】ディプロマサプリメント

#### 2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

内部質保証を確かなものとするために、自己点検・評価報告書をもとに明らかとなった重要課題について、その改善のため「中期計画」に中期目標を掲げ、KPI（成果指標）を導入し進捗管理を行っている。中期目標の策定は、関係する学科・各執行部・委員会・センターが担当し、中間報告・年度末評価は学内で共有されている。

本学では、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行うため、「学修成果評価の方針（アセスメントポリシー）」を策定している。同方針では、入学時、在学時、卒業時のそれぞれの時点において、大学全体（機関）レベル、教育課程（専攻）レベル、科目レベルの 3 レベルごとに、学修成果の検証を行うための客観性のある指標・エビデンスとなるものを明示している。具体的には、入学時、在学時、卒業時において各種指標・エビデンスは大学全体レベル、教育課程レベル、科目レベルで共有し、課題を分析し、「教学協議会」において協議・検討し、教育の質保証と改善に繋げている。また、必要に応じて三つのポリシーの見直しを行っている。本学の主な取組みは以下のとおりである。

入学時、大学全体レベルにおいて入学生に関する指標・エビデンスを共有し、教育課程レベルにおいてアドミッションポリシーに沿った受入れを行っているか検証している。入学後間もなく実施される「新入生の意識調査」では、アドミッションポリシーについての問いがあり、その有効性を検証している。また、入学時の「入学試験結果」と在学時の「退学率」をもとに、退学者分析を行っている。これは、入試区分ごとの退学率などを分析し、退学者を減少させるための取組みである。この分析結果は、アドミッションポリシーを検証するためにも用いられており、必要があれば見直しを行っている。

在学時については、カリキュラムポリシーに沿った学修がすすめられているか検証するための特徴的な取組みとして、ディプロマポリシー到達度評価シートを活用している。これは、学期ごとに学生が自身の学修成果を振り返るものであるが、その際、カリキュラムマップと履修系統図を参考に、カリキュラムポリシーに沿った学修について確認している。また、それを踏まえた学修目標・計画の設定にも生かしている。

その他には、教育課程レベルにおいて「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」をもとに授業外の事前・事後学修（予習・復習）や課題をした時間などについて分析し、カリキュラムポリシーを検証している。

卒業時については、就職率、進路決定状況、資格・免許取得状況などを参考に教育目的と三つのポリシーの整合性を検証している。例えば、心理福祉専攻は、入学時の志望理由の分析と卒業時の認定心理士及びピアヘルパー、社会福祉士資格取得者数や進路決定状況の10年間の推移等を総合的に検証した結果、令和4（2022）年度入学生から認定心理士の養成を廃止し、令和6（2024）年度より社会福祉士に特化した専攻へと改編を図った。

科目レベルでは、教員各自が「学生による授業改善のためのアンケート」の集計結果に関して、担当する科目ごとに評価・分析し、改善のためのコメントを毎学期ごとにSD委員会に提出している。これらの各教員のコメントは学生が学生用ホームページで閲覧することができる。学修時間・学修行動調査アンケート結果は、各専攻で結果を分析し、教育課程の開講年次及び時間割の曜日調整を行っている。また、大学教育に関する学生調査結果をもとに、より本学の特色ある科目の創設のニーズを把握し、各専攻の「子ども」「心理」「福祉」の特色を統合した「しのめ子ども学」「社会教育実践」（いずれも1年次科目）を創設しカリキュラムの充実を図っている。

また、各教員は具体的な教育活動について、毎年、年度初めに「教育力UPアクションプラン」を策定し、年度末にはその自己評価を副学長に報告している。

以上のように三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映している。

#### <エビデンス集（資料編）>

【資料 2-3-12】 学校法人松山東雲学園 中長期計画 令和4（2022）年度

【資料 2-3-13】 中期計画 令和4（2022）年度

【資料 2-3-14】 松山東雲女子大学ホームページ「教育方針（三つのポリシー）」

【資料 2-3-15】 学修成果評価の方針（アセスメントポリシー）

【資料 2-3-16】 新入生の意識調査集計結果報告 令和5（2023）年度

【資料 2-3-17】 ディプロマポリシー到達度評価シート

- 【資料 2-3-18】カリキュラムマップとカリキュラムツリー
- 【資料 2-3-19】学生の学修時間・学修行動調査アンケート
- 【資料 2-3-20】免許・資格等取得状況 令和 4 (2022) 年度後学期
- 【資料 2-3-21】科別専攻別進路状況一覧表
- 【資料 2-3-22】学生による授業改善のためのアンケート
- 【資料 2-3-23】学生による授業改善のためのアンケート教員コメント
- 【資料 2-3-24】教育力UP アクションプラン

## 【基準 2 の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

全学レベル、学科・専攻レベル、執行部・委員会・センターについての内部質保証のための組織や体制は、学長のガバナンスのもと整備され、PDCA サイクルが機能している。また、IR 推進室によってさまざまなデータを収集・分析し、教育の質保証に向けた取組みを行っている。更に、三つのポリシーを起点とした内部質保証についても、学修成果評価の方針をもとに行われており、教育の改善・向上に反映している。

学生の受入れについては、教育目的に基づいたアドミッションポリシーを策定・周知するとともに、これに基づき学力の 3 要素を多面的・総合的に評価する入試制度を設け、入学者選抜を適正に実施している。過去 5 年間において、学科で入学定員・収容定員は充足できていないが、この危機的課題に対して、令和 6 (2024) 年度より「地域イノベーション専攻」を開設し、DX 時代に即したデジタル女性人材の育成を図る。また、心理福祉専攻は「社会福祉専攻」に改称し、高齢社会や少子化対策による人口減少問題や国際社会の課題解決に貢献できる福祉人材の育成を行う。更に、子ども専攻においては、通信制大学との連携により小学校教諭免許・特別支援学校教諭免許の取得を可能にし、入学定員確保に向けた改善を図っている。

学修支援及び学生生活支援については、学生支援課、カウンセリングルーム、保健室を設置し、学科・専攻と連携を図りながら、心身に関する健康相談・心理的支援・生活相談を含めた組織的な学生支援を行っている。特に、必要に応じてアドバイザー・カウンセリングルーム・保健室が密に連携を取合い、学生の心身不調を早期に発見できるよう、教職協働による全学的な支援を行っている。障がいのある学生対応については、「障がい学生支援の流れ」に示すガイドラインのもと、学生支援課と全教職員が連携して支援を行っている。

学修環境の整備については、大学設置基準などの各種法令に則り、施設・設備を整えている。教室・図書館・IT 設備も学生の要望をくみ入れ管理している。

キャリア支援については、インターンシップや実習教育等の正課内外の授業やキャリア支援課による各種ガイダンスで社会的・職業的な自立のための指導を行い、自らのキャリアを形成していくことができる力を備えた学生の育成に努めている。

学生の意見・要望への対応については、学修支援・学生生活支援・学修環境・キャリア支援に対する学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとして、各種調査を実施するほか、教職協働による人的聴取も実施し、複合的に状況を把握している。これらについては、教学協議会・教職協働協議会・学科会・執行部会等において検討し、改善に反映している。

以上のことから、「基準 2. 学生」を満たしていると判断する。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

2023 年度の自己点検評価において、改善を要する点として、「法人運営における理事会の機能や管理運営の円滑化と相互チェックの体制において、法令や規則を遵守していない点があり、内部質保証システムの一部が機能していないことは改善を要する」と指摘を受け、以下のような対応を行なっている。

※対応ができていなかった「ハラスメントの防止等に関する規程」を令和 5 (2023) 年 11 月 27 日開催の理事会において、また「公益通報の取扱いに関する規程」の制定は令和 5 (2023) 年 12 月 18 日開催の理事会において決議し、ホームページに規程を公表した。

また、新たに整備が求められている「内部統制システム整備の基本方針」を、令和 6 (2024) 年 11 月 25 日開催の理事会で決議した。令和 7 (2025) 年 3 月 17 日には「理事会運営規則」「評議員会運営規則」「理事の職務及び決裁権限規程」「リスク管理に関する規程」「コンプライアンス規程」「監事監査規程」を理事会決議する予定である。

今後も、法律改正及び社会情勢等の把握に努め遺漏ない運営の実施について、中期計画にも明記し、遅滞なく対応する。

## (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

まず改善善状況について記すと、2024 年度に「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における内部質保証に関する方針」を見直し、日本高等教育評価機構が定める評価基準に沿った自己点検・評価を実施した。更に 2025 年度には、認証評価システムの変更に沿った自己点検・評価を実施した。今後も要請される事柄の変化に対応をしつつ、内部質保証の更なる強化に向け取組んでいく方針である。

課題として懸念されるのは、学生を対象としたアンケートであり、これについての縦断的（経時的）データの収集・分析は十分とは言えない状況である。今後は IR 推進委員会と教学協議会並びに教職協働協議会との連携を図り、エンロールメント・マネジメント体制の確立に向け、その活動を推進する。

内部質保証のための全学レベル、学科レベルの PDCA サイクルは、「中期計画」に基づき、学科が「中期計画」を策定し、中間報告・年度末評価を行い、課題を次期計画に反映することで機能している。また、三つのポリシーを起点とした内部質保証については、学修成果評価の方針に基づき行われている。今後は令和 6 (2024) 年度からの「中期計画」実現に向け取組む。

## 基準 3. 学生

### 3-1. 学生の受入れ

#### ①アドミッション・ポリシーの策定と周知

#### ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知**

本学では、令和元（2019）年度に三つのポリシーについて全学的に策定し、運用を始めた。入学者の受入れも、各専攻の教育目的を踏まえ「求める学生像」と「求める学習歴」で構成したアドミッションポリシーを策定し運用している。

**【子ども専攻】**

子ども専攻は、子どもの育ちと子育て支援に対する深い理解に基づき、しなやかに実践できる人材養成を目的とし、主体的・実践的な学びを通して高度な専門性とあたたかな心を持つ保育者・教育者を育成することを目的としている。この目的を達成するための、子ども専攻のアドミッションポリシーは次のとおりである。

○求める学生像

1. 知識・理解・技能（知識・技能）

- ・子どもや子どもを取り巻く社会に関する基本的な知識をもっている。
- ・人や子どもに対して愛情を持ち、人や子どもを支えるための姿勢がある。

2. 思考・判断・表現（思考力・判断力・表現力）

- ・物事を様々な角度から捉え、分析する姿勢がある。
- ・社会事象について論理的に説明したり、問題点を発見したりできる。
- ・正しい情報をもとに自らの考えをまとめ、自分なりの方法で伝えることができる。

3. 関心・意欲・態度（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）

- ・子どもや家庭、地域社会に積極的に関わり、貢献したいという意欲がある。
- ・多様な人たちと関わろうとし、自分の意見を大切にしながら人と協働して目的を達成しようとする姿勢がある。

○求める学習歴

1. 知識・理解・技能（知識・技能）

- ・専門的な知識・技術を学ぶために必要な基礎学力がある。
- ・言葉や文章による表現の力がある。

2. 思考・判断・表現（思考力・判断力・表現力）

- ・課題を決め、探究的に学んだ経験がある。
- ・社会問題について調査したりまとめたりした経験がある。
- ・情報収集した結果をまとめたり、それを発表した経験がある。

3. 関心・意欲・態度（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）

- ・職場体験や地域活動、ボランティア活動に積極的に参加した経験がある。
- ・様々な立場や考えの人たちと共に協力し合って事業を遂行した経験がある。

**【社会福祉専攻】**

心理福祉専攻は学問の主軸を社会福祉分野に置いたことから令和 6（2024）年度入学生より社会福祉専攻と名称を変更した。社会福祉専攻においては、人間の尊厳を重視し、現

代社会が抱える生活課題と「こころ」の問題を心理社会的な視点でとらえ、社会福祉に関わる価値・知識・技術を用いて、人間の暮らしの向上と豊かな地域社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的としている。この目的を達成するための、社会福祉専攻のアドミッションポリシーは次のとおりである。

○求める学生像

1. 知識・理解・技能（知識・技能）
  - ・さまざまな視点で社会を把握したいという意欲がある。
  - ・人間を理解し、生活を支えるための方法を修得したいという意欲がある。
2. 思考・判断・表現（思考力・判断力・表現力）
  - ・さまざまな視点でものごとを把握しようとする姿勢がある。
  - ・生活および社会環境における事象について、深く理解しようとする姿勢がある。
  - ・さまざまな情報を取捨選択した上で加工し、適切な方法で表現しようとする姿勢がある。
3. 関心・意欲・態度（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）
  - ・地域社会に積極的に関わり、貢献しようとする姿勢がある。
  - ・多様な人々との関わり方について熟考し、実践しようとする姿勢がある。

○求める学習歴

1. 知識・理解・技能（知識・技能）
  - ・高等学校等での教科を幅広く履修している。
  - ・国語の基礎的な能力ならびに社会および数学についての基礎的な知識を修得している。
2. 思考・判断・表現（思考力・判断力・表現力）
  - ・課題を選定し、探究的に学んだ経験がある。
  - ・課題について調査し、資料を作成した経験がある。
  - ・収集した情報をもとに発表を行った経験がある。
3. 関心・意欲・態度（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）
  - ・職場体験、地域活動、ボランティア活動等に積極的に参加した経験がある。
  - ・多様な人々と協力し合いながら活動した経験がある。

【地域イノベーション専攻】

地域イノベーション専攻は、令和6（2024）年度より新設した専攻である。本専攻では、対人理解・支援の基礎となる心理学的視点とコミュニケーション能力を身につけ、地域社会の課題を科学的に分析し、その解決策を提案・実践することができる人材を育成することを目的としている。具体的には愛媛県との連携により、地域社会に入り込み、自分の目で見て肌で感じ、対話をとおして実際に地域が抱える社会課題を明らかにする。この目的を達成するための、地域イノベーション専攻のアドミッションポリシーは次のとおりである。

○求める学生像

1. 知識・理解・技能（知識・技能）
  - ・さまざまな視点で社会を把握したいという意欲がある。
  - ・データを分析し、新たな社会的価値を創造しようとする意欲がある。

2. 思考・判断・表現（思考力・判断力・表現力）
  - ・論理的に思考し、表現しようとする姿勢がある。
  - ・持続可能な社会の実現に関する視野を広げ、主体的に考える姿勢がある。
3. 関心・意欲・態度（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）
  - ・多様な人々との関わり方について熟考し、実践しようとする姿勢がある。
  - ・地域社会に関わり、貢献しようとする姿勢がある。

○求める学習歴

1. 知識・理解・技能（知識・技能）
  - ・高等学校等での教科を幅広く履修している。
  - ・国語の基礎的な能力ならびに社会および情報についての基礎的な知識を修得している。
2. 思考・判断・表現（思考力・判断力・表現力）
  - ・課題を選定し、探究的に学んだ経験がある。
  - ・収集した情報をもとに発表を行った経験がある。
  - ・自己の学習を振り返り、次の学習につなげる主体的な学びの経験がある。
3. 関心・意欲・態度（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）
  - ・多様な人々と協力し合いながら活動した経験がある。
  - ・職場体験や、地域活動、ボランティア活動等に積極的に参加した経験がある。

これらの内容については、学生募集要項・本学ホームページに明記するとともに、高等学校訪問、オープンキャンパスや入学者選抜説明会、各種進学説明会などにおいて周知している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-1】松山東雲女子大学 学生募集要項 令和 7（2025）年度

【資料 3-1-2】松山東雲女子大学ホームページ「教育方針（三つのポリシー）」

### 3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッションポリシーに合致した学生を受入れるために、入試種別ごとに「入学者選抜方針」を定めている。

「総合型選抜」では、本学への強い志向性をもつ者を対象とし、知識を問うだけではなく、主体的に自ら見出した課題をいかに表現できるかを問う。希望する専攻において、出願書類やプレゼンテーション、面接等により多面的・総合的に本人の意欲、適性、能力を審査する。具体的には、子ども専攻においては、志願理由書と口頭プレゼンテーションほか実技審査（3 種類の実技課題のうち受験生が一つ選択）と面接を行う。社会福祉専攻及び地域イノベーション専攻においては、志願理由書とそれについての口頭発表と面接を行っている。

「学校推薦型選抜[専願・併願選択制]」は、学力・人物がともに優れ、学校長からの推薦を受けた者を対象とし、出願書類・面接・小論文等により多面的・総合的に評価・判定する。「学校推薦型選抜[スポーツ]」は、スポーツ活動において顕著な実績のある者を対象とし、出願書類・面接等により多面的・総合的に評価・判定する。

「一般選抜[A日程・B日程]」においては、本学の学科・専攻の専門性を探究するにふさわしい基礎学力のある者を対象とし、学力検査・出願書類をもとに多面的・総合的に評価・判定する。A日程は、国語と英語の学力検査を行い、B日程は、①国語と英語の学力検査、または、②記述式総合問題と英語の学力検査を選択する方法を取っている。

「大学入学共通テスト利用選抜[A日程・B日程・C日程]」においては、本学の学科・専攻の専門性を探究するにふさわしい基礎学力を判定する。大学入学共通テストで受験した科目のうち、高得点2科目（「国語」「英語」のどちらか高得点1科目を含む）の得点と出願書類により多面的・総合的に評価・判定する。

入試問題の作成は、本学の「入学試験問題出題・採点委員会規程」に基づき、本委員会委員が行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料3-1-3】松山東雲女子大学 学生募集要項 令和7（2025）年度

【資料3-1-4】入学試験問題出題・採点委員会規程

### 3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### 【子ども専攻】

子ども専攻の入学定員等は表2-1-1のとおりである。過去5年間の入学者の推移をみると、年度によって増減がある。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で愛媛県外への大学進学者が減少したことにより、本学入学者が令和3（2021）年度に一時的に増加したものの、以後減少傾向である。令和3（2021）から令和7（2025）年度の入学定員充足率の平均は82.0%である。

入学定員数充足に向けての方策として、令和3（2021）年度入学生の教育課程に「子ども表現演習」「自然教育演習」を3年次の開講科目として、また、令和4（2022）年度入学生の教育課程として「食とアレルギー」「病児保育」などの専門的な科目を開設し、社会の要請に応える科目を充実させた。また、社会人編入学生の獲得に向けて、愛媛県子育て支援員研修を本学心理子ども学科子ども専攻と同一法人内の短期大学保育科と共同で実施している。

表3-1-1 子ども専攻 入学定員充足率の推移（2021～2025年度）

年度	2021	2022	2023	2024	2025
入学定員（人）	50	50	50	50	50
志願者（人）	97	70	59	55	70
受験者（人）	97	69	59	52	69
合格者（人）	97	68	53	50	66
入学者（人）	59	36	32	28	50
入学定員充足率（%）	118.0	72.0	64.0	56.0	100

子ども専攻では、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状をはじめ、社会福祉専攻とも連携

を取りつつ社会福祉士国家試験受験資格が取得できるよう実習時期の調整など学生の資格取得のニーズに応えることで、入学生の確保に努めている。

また、令和5(2023)年度の入学生から小学校教諭一種・二種免許状・特別支援学校教諭一種・二種免許状を通信制で取得できるよう、星槎大学と連携協定を締結した。

**【社会福祉専攻、地域イノベーション専攻】**

社会福祉専攻の入学定員等は表3-1-2のとおりである。なお前述の通り、令和6(2024)年度より社会福祉専攻として学生募集を行ったため、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度は心理福祉専攻の実績を示している。また、令和6(2024)年度より地域イノベーション専攻を新設したことから、令和7(2025)年度は2専攻の合計で定員を30名とした。令和3(2021)から令和7(2025)年度の入学定員充足率の平均は58.0%である。

表 3-1-2 心理福祉専攻（社会福祉専攻）、地域イノベーション専攻  
入学定員充足率の推移（2021～2025年度）

年度	2021	2022	2023	2024	2025
入学定員（人）	60	60	60	60	30
志願者（人）	77	76	55	58	52
受験者（人）	77	76	55	56	48
合格者（人）	73	76	49	55	46
入学者（人）	35	40	22	25	26
入学定員充足率 （%）	58.3	66.7	36.7	41.7	86.7

<エビデンス集（資料編）>

【資料3-1-5】松山東雲女子大学学則 第3条

**3-2. 学修支援**

**①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備**

**②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実**

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備**

本学では、大学、学部、学科及び専攻の目的に基づき、学生各々がその興味関心・志向性にシタがって学修が進められるような様々な支援を行っている。本学では教務部、学生支援部、キャリア支援部などの執行部、図書館、キリスト教センター、情報メディアセンターなど学修支援に携わる多くの組織が教員と事務職員によって構成されている。そして、教職協働で各部門の活動方針、活動計画の立案・実施を行っている。履修登録指導をはじめ

めとして、学修活動諸般に関する指導も事務職員との協働で実施している。また、専門教育科目のキャリア支援関連科目（キャリア支援部）、共通カリキュラム科目D群「海外語学・文化研修」（学生支援部）、図書館職員による図書館利用・情報検索指導（図書館）など、科目運営や指導を協働で行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-1】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 協議会・執行部等 構成員一覧表

【資料 3-2-2】学校法人松山東雲学園 事務組織規程

### 3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

#### ①助手、TA

本学では、2人の助手を配置し、助手は教育活動及び学務活動の補助を行っている。

#### ②アドバイザー制

本学ではアドバイザー制を導入している。アドバイザーの任に当たるのは、ゼミナール科目の担当者である。

アドバイザーは、アドバイザー（担当する学生）の履修計画や学修活動などの相談に応じて、最も身近な立場から助言・指導を行う。また、「ディプロマポリシー到達度評価シート」への学期ごとのコメント入力、成績通知に際しての学修状況の確認と助言、成績不振学生に対する面談も担当する。

アドバイザーが交替する場合には、必要に応じて送りを行い、指導上必要と認められる場合には、専攻ミーティング・学科会において情報の共有を図った上で、組織的に支援する。アドバイザー制は、入学直後から卒業時に至るまでの学修活動を支える、最も基本的な支援制度として機能している。アドバイザーは、学修支援にとどまらず、キャリア支援や学生生活支援においても重要な役割を果たしている。アドバイザーの役割や支援体制について、十分な理解と情報共有が図れるよう、本学では教員向けの手引を作成し、活用している。

#### ③オフィスアワー

授業などに関する学生からの質問、学生生活に関する様々な相談などに対応する体制として、教員が週1回以上のオフィスアワーを設け、その時間帯には必ず研究室に在室することとしている。教員は研究室前に、オフィスアワーを含めた時間割表を掲示している。学生支援課はオフィスアワーの時間帯を学内掲示板及び学生用ホームページに掲載し、告知している。

#### ④アドバイザーによる個別指導

毎学期の成績通知表は、学内外からアクセス可能な学生用ホームページにおいて閲覧できるようにしている。各専攻で設けた成績不振の基準に則り、該当する場合、アドバイザーは学生と面談し、履修計画や生活の見直しなどの助言を行っている。面談の内容は「学生面談記録」を作成、教務課に提出することで学科長との情報共有を組織的に図っている。

また、家族・保証人にも各学期末に成績通知表を送付している。ただし、学生本人が情報開示を拒否した場合はその限りではない。このように学生の修学状況や成績を把握できるような情報提供することにより、教職協働で学修支援ができる適切な体制をとっている。

#### ⑤学科・専攻等による履修指導

オリエンテーションは、年に2回学期初めに行っている。期間中に、学年別・専攻別の「教育課程ガイダンス」「資格等ガイダンス」等を行い、履修に関する情報提供を十分に行うよう努めている。特に1年次においては、教育課程や単位制度の仕組み、履修登録の手続き方法、時間割作成等について、履修モデルを提示するなどの指導を行っている。

#### ⑥障がいのある学生への配慮

障がいのある学生への支援について、学生あるいは家族・保証人からの問合せ窓口は、学生支援課が担当し、面談は各専攻の支援担当者1名と職員1名が担当する。面談を経たうえで、その内容に基づき、この支援担当者を中心に関係各部署と連携しながら、個別支援計画を作成する。

個別支援計画の作成にあたり、特別支援教育や障がい者支援の専門知識を持った専門家（学内外を問わない）にアドバイスを求めることもできる体制を整えている。相談者の合意が得られれば、「合意書」を交わし、「授業における合理的配慮について（お願い）」の提出を求める。結果は授業については教務課、学生生活については学生支援課より各部署（授業担当者も含む）に支援を要請し、各部署が支援を実施することになる。支援については、学期ごとに支援計画・内容の見直しを行うことになっている。

現状では、入学前に合理的配慮の申請がある学生は多くはない。しかし、合理的配慮の申請を行わず、入学後に学修困難状況になる場合や大学生活や現場実習先での対人関係や指導を理解できない等の理由から、休学や退学に追込まれる学生もいることが課題である。

#### ⑦中途退学・休学などへの対応

本学における令和2年（2020）年から令和6（2024）年の5年間の退学者の推移は表3-2-1のとおりである。令和6（2024）年度における退学率（在籍者に対する退学者の割合）は3.1%であった。進路変更、経済的困窮や修学意欲の低下等、修学継続に関わる課題についても、アドバイザーを中心とした支援体制のもとできめ細かく対応を行い、必要に応じて学生支援部やカウンセリングルーム等と連携しながら助言を行っている。中途退学や休学等に関する相談や申出があった場合には、アドバイザーが中心となって、家族・保証人も交え助言を行い、修学継続に向けた支援に努めている。

表 3-2-1 退学者数・率の推移 (2020～2024 年度)

(人文科学部) 学科・専攻	年度	2020	2021	2022	2023	2024	合計
心理子ども学科 子ども専攻	学生数 (人)	207	207	186	178	152	989
	退学者数 (人)	4	7	1	2	3	17
	退学率 (%)	1.9	3.4	0.5	1.1	2.0%	1.7
心理子ども学科 心理福祉専攻	学生数 (人)	194	189	166	138	120	879
	退学者数 (人)	9	7	4	3	5	32
	退学率 (%)	4.6	3.7	2.4	2.2	4.2%	3.6
心理子ども学科 地域イノベーション専攻	学生数 (人)	-	-	-	-	14	14
	退学者数 (人)	-	-	-	-	1	1
	退学率 (%)	-	-	-	-	7.1%	7.1%
合計	学生数 (人)	401	396	352	316	286	1,868
	退学者数 (人)	13	14	5	5	9	49
	退学率 (%)	3.2	3.5	1.4	1.6	3.1%	2.6

※学生数は、各年度の5月1日時点のものである。

入学後に志向性や進路希望などが変わった学生に対しては、表 3-2-2 のとおり、転専攻の制度も設けている。

転専攻を希望する学生に対しては、専攻ミーティング・学科会・教授会の審議を経て、学長が学籍異動を認める。受入れ可能人数は、毎年度、入学定員充足状況に合わせて設定している。

表 3-2-2 の転専攻数の推移 (2020～2024 年度)

年度	人数 (人)	概要
2020	0	—
2021	1	子ども専攻から心理福祉専攻へ転専攻
2022	1	子ども専攻から心理福祉専攻へ転専攻
2023	0	—
2024	0	—

本学では、各専攻において、退学者の状況を把握・分析し、「退学者分析」を作成している。これは、入試区分ごとに過去5年間の退学者数の経年変化を追跡・分析したもので、教務部会及び教学協議会で検討し、教職協働体制で改善方策を実施している。

改善方策の一環として、単位修得状況に不安のある学生を早期に発見し、指導する体制をとっている。具体的には、年次ごとに定めた基準取得単位数と「学期 GPA1.0 未満」(Grade Point Average) を基準として、これを下回る学生については、アドバイザーが成績通知後速やかに該当学生との面談を行い、「学生面談記録」に記載し、教務課に提出することを義

務化している。

なお、本学は進級制度をとっていないため、4年次の卒業延期以外に原級留置（留年）はない。

#### ⑧家族・保証人との連携強化

入学式後の家族・保証人説明会や各学期に家族・保証人懇談を実施し、家族・保証人との連携を図っている。

なお、本学には、同一法人内の短期大学と合同で、学生の家族・保証人からなる「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学教育振興会」（以下、「教育振興会」という）を置いている。教育振興会は本学の教学活動に対する支援・協力を目的とし、学生指導等に対する補助事業等を行っている。年1回、会報「教育振興会報告」を発行し、事業報告を行うとともに、大学の現況や学生の活動等について、各部署から詳細な報告を行っている。

以上のとおり、本学では、小規模大学の特性を最大限に生かしつつ、上記のようなきめ細かな学修支援を行っている。これらの取組みは、学生の学修や授業支援の充実・向上に適切に機能していると考えられる。

#### <エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-3】 助手の業務一覧

【資料 3-2-4】 ディプロマポリシー到達度評価シート

【資料 3-2-5】 オフィスアワー掲示用紙

【資料 3-2-6】 入学式・オリエンテーション日程表

【資料 3-2-7】 合理的配慮の申請手続き

【資料 3-2-8】 障がい学生支援の流れ

【資料 3-2-9】 各専攻別退学者分析

【資料 3-2-10】 家族・保証人懇談記録の様式

【資料 3-2-11】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教育振興会報告

### 3-3. キャリア支援

#### ①教育課程におけるキャリア教育の実施

#### ②キャリア支援体制の整備

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

キャリア教育関連科目については、基礎となる科目として、共通カリキュラムに①「現代社会とライフデザイン」②「女性とライフプランニング」の2科目を置いている。①では、人生設計にかかわる現代社会の特徴や諸制度、ライフサイクルの特徴について、SDGsの視点も取入れながら基礎的知識を学修する。②では、女性の様々なライフイベントにおいて、働き方や生き方を主体的に選択できるよう、ファイナンシャル・プランニング

の基礎的知識を学修する。その上位の科目として、子ども専攻・心理福祉専攻共通の専門科目に置いている③「キャリア論Ⅰ」④「キャリア論Ⅱ」⑤「インターンシップ研修」の3科目がある。③では、自己分析・自己理解に重点を置き、自己分析ツールである「スチューデントEQ」（以下、「SEQ」という）の検査を利用して、学生が行動の特徴を自ら把握して改善していくための目標と行動計画を作成する。授業内では、その実行記録をもとに、グループでの共有や互いの変化や成長を認める活動を行うと同時に、映画を活用してキャリア選択・勤労観等の観点からディスカッションを行うなど、学生の主体的行動に繋がる内容となっている。④では、社会との繋がりや就職活動をより意識することを目標に、学生相互の学び合いとなる活動を多く取り入れている。具体的には、社会人ゲストによる企業の取組みや課題、求められる人材像、労働法についての講話やライフプランニング・職業選択についてのディスカッション、学内資源の活用や就職活動の具体的方法の学修などのプログラムとなっている。

本学のインターンシップは、本学が加盟している「大学コンソーシアムえひめインターンシップ部会（参加大学：本学・松山東雲短期大学・愛媛大学・松山大学・聖カタリナ大学）」のプログラムに参加し実施している。インターンシップ参加希望者に対しては、「インターンシップ研修」を開講し、インターンシップの事前指導ならびに事後指導を行っている。

【資料3-3-1】履修要覧

【資料3-3-2】シラバス「現代社会とライフデザイン」

【資料3-3-3】シラバス「女性とライフプランニング」

【資料3-3-4】シラバス「キャリア論Ⅰ」

【資料3-3-5】シラバス「キャリア論Ⅱ」

【資料3-3-6】シラバス「インターンシップ事前・事後指導」

【資料3-3-7】シラバス「インターンシップ研修」

### 3-3-② キャリア支援体制の整備

#### ①-1 キャリア教育関連科目の開設

キャリア系の科目については、基礎となる科目として共通カリキュラムに①「現代社会とライフデザイン」②「女性とライフプランニング」2科目を置いている。①では、人生設計にかかわる現代社会の特徴や諸制度、ライフサイクルの特徴について「SDGs」の視点を取入れた基礎的知識を学修する。②では、女性の様々なライフイベントにおいて、働き方や生き方を主体的に選択できるよう、三大必要資金をはじめとした金融関係について学修する。その上位の科目として、子ども専攻・心理福祉専攻共通の専門科目に置いている③「キャリア論Ⅰ」④「キャリア論Ⅱ」⑤「インターンシップ研修」の3科目がある。③では、自己分析・自己理解に重点を置き、自己分析ツールである「スチューデントEQ」（以下、「SEQ」という）の検査を利用して、学生が行動の特徴を自ら把握して改善していくための目標と行動計画を作成する。授業内では、その実行記録をもとに、グループでの共有や互いの変化や成長を認め合う活動を行うと同時に、映画を活用してキャリア選択・勤労観等の観点からディスカッションを行うなど、学生の主体的行動に繋がる内容となってい

る。④では、社会との繋がりや就職活動をより意識することを目標に、学生相互の学び合いとなる活動を多く取入れている。具体的には、社会人ゲストによる企業の取組みや課題、求められる人材像、労働法についての講話やライフプランニング・職業選択についてのディスカッション、学内資源の活用や就職活動の具体的方法の学修などのプログラムとなっている。

#### ①-2 正課外等の取組み

本学では、キャリア支援部長・キャリア支援課が中心となって、学生のキャリア形成を支援するガイダンス、オリエンテーション及びキャリアプログラムを立案し、正課外の取組みとして実施している。まず、前学期・後学期開始時のオリエンテーション期間に、学年・専攻に即した内容のガイダンスを実施し、学期当初に進路形成への意識づけを行っている。3年次4月から4年次後学期まで、定期的に「就職ガイダンス」を実施して、就労や職業選択に関する情報提供を行っている。最新の求人情報は、その都度Eメールで求人概要を学生に周知し、詳細は学生用ホームページと所定の場所に掲示している。学生には、「キャリア支援登録票」に希望業種や職種を入力させ、学生情報を把握して指導に役立てている。全学生対象の資格取得や就職試験対策支援として、木曜4時限をキャリア支援専用の開講枠とし、「キャリアプログラム」を実施している。具体的なプログラム内容は、表2-3-1に示すとおりである。「就職ガイダンス」や「キャリアプログラム」以外にもキャリア支援課では、アドバイザーと連携しながら学生に対して、履歴書の書き方や面接指導等、きめ細かい支援を行っている。

表 3-3-1 キャリアプログラムのテーマと参加者数 (2022～2024 年度)

キャリアプログラムのテーマと参加者数(2022～2024年度)															
月	テーマ	内容	年度	参加者数(人)											
				2022年度				2023年度				2024年度			
				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
4月	適性検査	適性ある職業や仕事のタイプの診断	子ども専攻	0	0	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			心理福祉専攻	0	0	22	0	15	0	24	0	15	0	24	0
			地域イノベーション専攻									0			
5月	自己分析	自分に合う働き方を見つける自分自身の理解と伝達	子ども専攻	0	0	27	0	0	0	9	0	0	0	7	0
			心理福祉専攻	0	0	15	0	0	0	11	0	0	0	11	0
			地域イノベーション専攻									0			
6月	業界・しごと研究	業界の種類や特徴を知る	子ども専攻	0	0	7	0	0	0	8	0	0	0	8	0
			心理福祉専攻	0	0	7	0	0	0	5	0	0	0	5	0
			地域イノベーション専攻									0			
7月	インターンシップ活用・探し方	企業訪問や就業体験	子ども専攻	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0
			心理福祉専攻	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	11	0
			地域イノベーション専攻									0			
10月	履歴書/エントリーシート対策	4つのポイントに従ったエントリーシートの作成	子ども専攻	2				0	0	10	0	0	0	11	0
			心理福祉専攻	2				0	0	10	0	0	0	10	0
			地域イノベーション専攻									0			
11月	筆記試験対策講座	試験の特徴の学びと解答練習	子ども専攻	0	0	2	0	0	0	6	0	0	0	2	0
			心理福祉専攻	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	9	0
			地域イノベーション専攻									1			
1月	面接対策	面接トレーニングの実施	子ども専攻	2				0	0	4	0	0	0	4	0
			心理福祉専攻	2				0	0	17	0	0	0	12	0
			地域イノベーション専攻									0			

①-3 インターンシップの実施

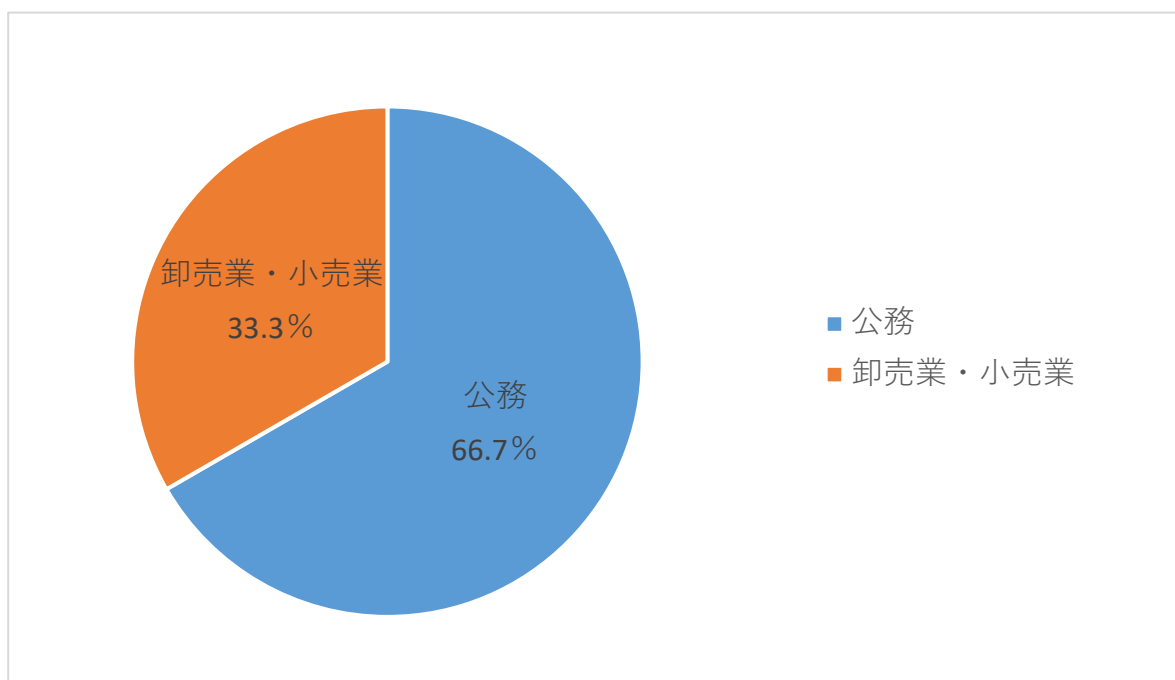
本学では、学生が自ら将来の職業に関連した職場を知るきっかけ、職業意識の形成や職業体験が出来る機会として、インターンシップを実施している。本学のインターンシップは、本学が加盟している「大学コンソーシアムえひめインターンシップ部会（参加大学：本学・松山東雲短期大学・愛媛大学・松山大学・聖カタリナ大学）」のプログラムに参加し実施している。インターンシップ教育では、インターンシップに対する意識を高めるため、就職活動への取組みや有意義な職業人生を送ることに意味があることを伝え、キャリアに対する意識づけを行っている。インターンシップ参加希望者に対しては、「インターンシップ研修」を開講している。インターンシップ事前指導では、研修の流れや自己紹介書の作成、研修で求められる職場のマナーとルールや指示の受け方・メモの取り方を学び、合同説明会の準備や面接練習などを行っている。研修の期間は企業によっても異なるが5～10日間が多い。インターンシップの参加状況は、表 3-3-2 のとおりである。

表 3-3-2 インターンシップの参加状況 (2020～2024 年度)

年度	2020	2021	2022	2023	2024
参加者 (人)	0 (コロナで中止)	5	13	8	3

令和 6 (2024) 年度の研修先は 3 企業で、業種は図 3-3-1 のとおり、公務が 66.7%、卸売業・小売業が 33.3%である。

図 3-3-1 2024 年度



インターンシップの研修先 (%)

研修後は同一法人内の短期大学と合同で、受入れ企業等も参加する研修報告会を行い、地元企業と大学と連携強化に努めている。令和 6 (2024) 年度は、研修先の企業等・大学・短期大学合わせて 3 社 5 名が参加している。

## ②支援体制の整備

本学では、社会的・職業的自立に関する支援組織として、同一法人内の短期大学と合同組織であるキャリア支援部を設置している。キャリア支援部は部長 1 人（キャリア支援課長兼務）で構成され、キャリア支援に関する方針や具体的なキャリア支援計画等をキャリア支援課と策定している。

キャリア支援部（課）では、以下の内容を業務としている。

- ・就職斡旋、進路指導並びに各種支援に関すること
- ・卒業生に対する就職斡旋などの支援に関すること

- ・就職開拓に関すること
- ・編入学、大学院等への進学に関すること
- ・就職、進学等に関する願、届、証明および推薦に関すること
- ・進路支援に関する各種情報の収集、提供、及び保管に関すること
- ・進路支援に対する学生および教職員の意識啓発に関すること
- ・インターンシップに関すること
- ・キャリア教育に関すること
- ・「しののめ人財バンク」に関すること
- ・「しののめプラス」（社会人講座）に関すること
- ・その他部長が必要と認める事項に関すること

キャリア支援部の方針のもと、学生を支援する事務組織として、キャリア支援課（課長、課員4人の5人体制）を設置している。キャリア支援課の職員は、学生の相談への対応、履歴書の書き方の指導、就職試験に向けての指導等を行っている。また、それぞれの専攻の窓口となる教員と連携をとり、「就職ガイダンス」を実施している。専攻の主な就職先を考慮し、具体的な内容、実施回数等は、学科長とキャリア支援部が相談の上、決定している。2025年度からは、学内プチ合同企業説明会を10月から1月にかけて毎月1回開催し、企業研究のための機会を設けた。これらの支援等の結果、令和6（2024）年度の就職率は、子ども専攻は図 2-3-1 のとおり 100.0%、心理福祉専攻も図 2-3-2 のとおり 100.0%となっている。

図 3-3-1 子ども専攻の就職状況（2024年度）

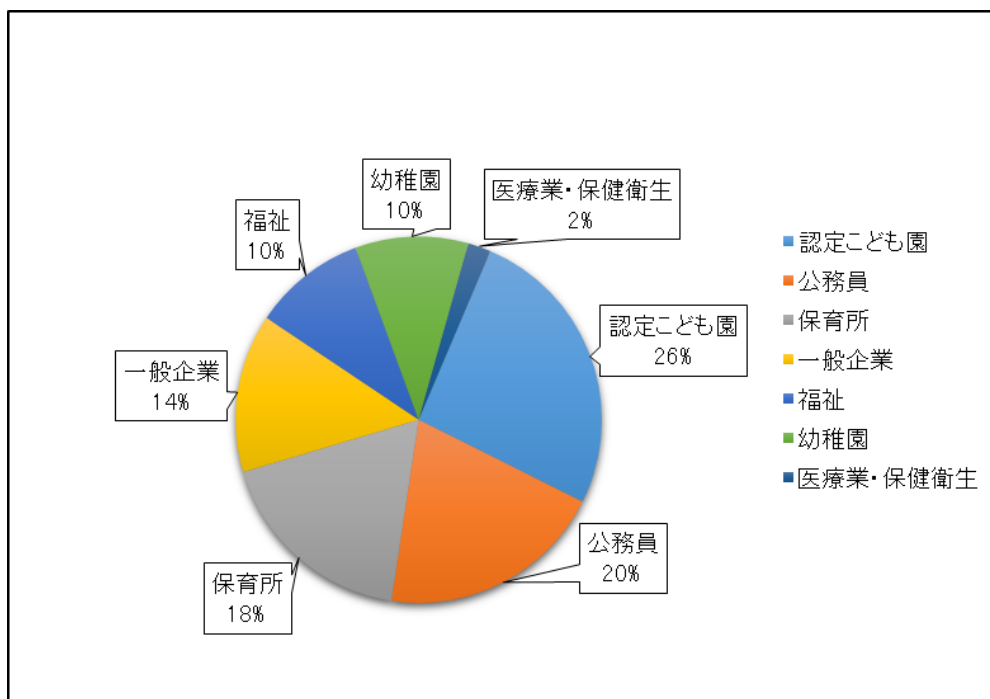
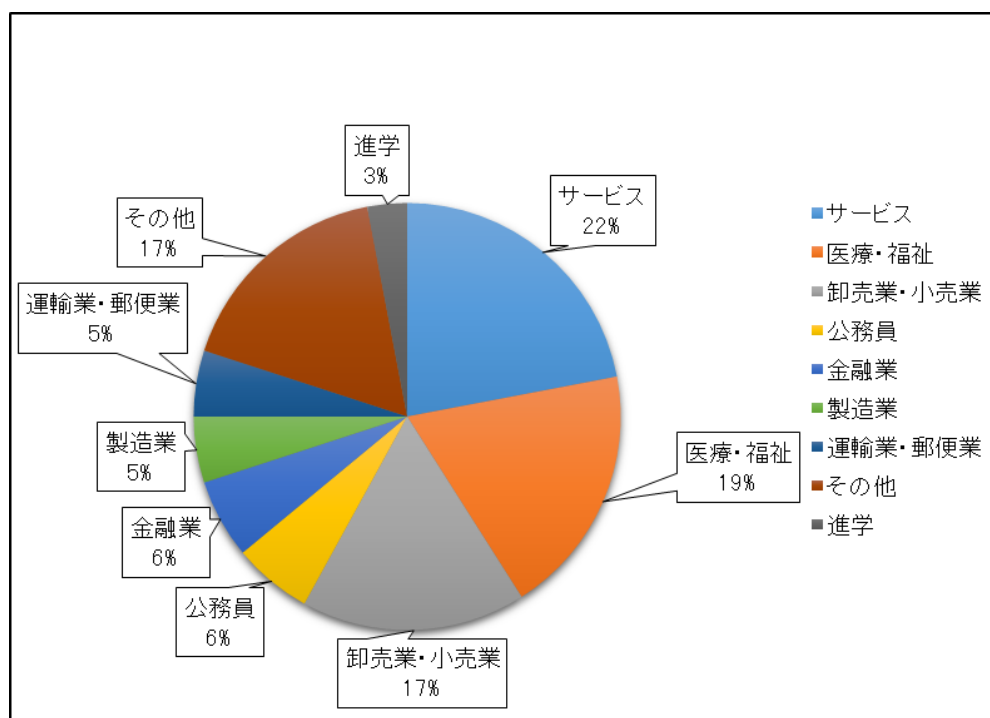


図 3-3-2 心理福祉専攻の就職状況 (2024 年度)



### 3-4. 学生サービス

#### ① 学生生活の安定のための支援

##### (1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

##### (2) 3-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 3-4-① 学生生活の安定のための支援

##### ① 支援体制

本学では、学生サービス、学生会活動、厚生補導等を統括する組織として学生支援部を置いている。学生支援部は、学生支援部長、女子大学教員、同一法人内の短期大学教員、及び事務職員をもって組織され、その業務は、学生生活全般にわたる支援活動や現状分析のほか、学生会及び正課外活動の指導助言、奨励金等に関する検討や選考等も含んでいる。

また、本学が導入しているアドバイザー制は、学生生活の支援においても重要な役割を担っている。アドバイザーは「学生支援の手引き」に沿って、学生の最も身近な支援・相談窓口として日常的にきめ細かく学生に対応している。教員間の連携が学生支援に資する場合には、個人情報保護の範囲内において、学科会等で情報共有をし、組織的に学生生活安定のための支援を図っている。学生の人権保障に関しては、「松山東雲学園人権問題に関する規程」に基づいて、「ハラスメント等人権問題に係る相談員連絡会」を設置している。ハラスメント等人権問題に係る相談窓口として、本学教員、同一法人内の短期大学教員、職員を相談員として置き、学生用ホームページで氏名等を公表し、周知している。

## ②支援状況

### (ア) 学生生活全般に関する支援

本学では新入生対象のオリエンテーションを設けており、学生生活への円滑な移行を実現するため、多方面から丁寧な支援を行っている。

このオリエンテーションは、学生が大学内で支援を受けることができるように環境を整えることから始まる。まず、アドバイザーの確認と本学のメールシステム及びネットワークを利用する際に必要となるアカウント登録を行う。更に、日本学生支援機構奨学金に関する手続きを円滑に行うことができるよう、職員が丁寧なガイダンスを実施している。

その上で、各専攻による「学生生活ガイダンス（学生支援部）」「教育課程ガイダンス（教務部）」「キャリア支援ガイダンス（キャリア支援部）」「資格等ガイダンス（各専攻）」が実施される。また、「遠隔授業指導」を入学早期に実施することで、「オンライン授業（Google Meet）やオンライン学修支援システム（Google Classroom・Google Forms）」を活用した授業運営に対応している。この期間に使われる学生生活の手引きとなる「キャンパス・ガイド」は、毎年内容の検討を行い、学生にとって有益な情報提供になるよう努めている。オリエンテーション最終日には、定期健康診断が実施される。こうした一連の内容を経て、大学生としての一步を踏み出していく。

入学後、新入生同士や上回生・教員等との親睦を深めるため、新入生歓迎行事として「ウェルカムセミナー」を開催している。その他、自転車、バイク通学が多く、交通事故やトラブルも発生していることから「バイク講習会（実技）」、「自転車に関する講話」などの交通安全・マナー教育を通じて、安全への取組みを行っている。

## ③心身に関する健康相談及び心理的支援

本学ではアドバイザー制度があり、必要に応じて、アドバイザーや保健室、カウンセリングルームが連携を図り支援にあたっている。

### (ア) 保健室

心身に関する健康相談については、保健室に看護師資格を持つ職員1人を置き、健康面のサポート体制をとっている。毎年4月オリエンテーション期間中に、学生全員の健康診断を実施している。利用状況の内訳は、表3-4-1のとおりである。また、女性特有の健康上の悩みや問題に直面する学生を支援するため、年間2回の婦人科医師（女性）による相談日、年間4回の助産師による「からだの相談日」を設けている。女性の健康に関する特別な配慮を継続的に実施することは、学生の健康支援上重要な位置づけをなしている。

表 3-4-1 保健室利用状況（2020～2024年度） 利用数は延べ人数（人）

年度	2020	2021	2022	2023	2024
前学期	704	705	537	505	391
後学期	308	274	93	131	62
合計	1,012	979	630	636	453

(イ) カウンセリングルーム

心理的・精神的な悩みや問題を抱える学生への支援は、カウンセリングルームが中心となってその役割を担っている。カウンセリングルームでは、心身の問題に関して専門機関に繋ぐことも可能である。カウンセリングルームに学生が自ら相談にくる場合やアドバイザーが学生と一定の関わりを持つ中で、必要性を認めてカウンセリングルームへ繋ぐ場合がある。令和6(2024)年度、カウンセリングルームには本学の専任教員2人(ともに公認心理師)、専任職員1人(臨床心理士・公認心理師)、学生支援課職員1人及び非常勤カウンセラー3人(うち2人が臨床心理士・公認心理師、1人が精神保健福祉士・公認心理師)が配置されている。カウンセリングルームの開室時間は9:30~16:30である。カウンセリングルームでは、UPI(University Personality Inventory: 精神的健康度調査)対応・相談業務については専任職員と非常勤カウンセラー、居場所利用については主に専任職員で対応するという体制をとっている。相談業務について、専任職員は主に受理面接を担当し、非常勤カウンセラーが継続面接を担当している。

令和6(2024)年度カウンセリングルームの年間の来室数(実数)は66人であり、在籍者数に対する利用率は23.0%であった。表3-4-2に示すとおり、過去5年間の年間利用率の推移をみると、増加傾向にある。利用率の増加要因として三つ考えられる。一つめは、周知活動を通じて来室する学生が増えたこと。二つめは心理系の有資格者で相談員体制を構成することで、継続面接に繋がりがやすくなったことが考えられる。

表 3-4-2 カウンセリングルーム利用状況 (2020~2024年度)

年度	2020	2021	2022	2023	2024
在籍数(人)	401	396	352	323	286
来室数(実数)(人)	61	69	72	67	66
来室数(延べ数)(人)	343	389	461	353	366
利用率(%)	15.2	17.4	20.5	20.7	23.0

(ウ) 「心療内科医による心の相談日」の実施

年4回(1回につき3時間)カウンセリングルーム面接室で「心療内科医による心の相談日」を実施している。参加人数は表3-4-3に示すとおりである。

表 3-4-3 「心の相談日」参加人数の推移 (2020~2024年度)(人)

年度	2020	2021	2022	2023	2024
計	11	8	6	9	5

※2017~2020年度は3時間/回(1回につき最大6人)で年6回実施

※2021~2022年度は2時間/回(1回につき最大4人)で年6回実施

※2023年度以降は3時間/回(1回につき最大6人)で年4回実施

(エ) 学生支援部による啓発活動

デートDV、ストーカー被害、カルト被害、インターネットやSNS被害などから学生を守るために、法務局の人権擁護委員や愛媛県警察本部サイバー犯罪対策課等と協働して啓発や予防教育を行っている。

また、女性の日常生活やライフステージによるからだの変化・付き合い方について理解を深めるために松山市こども家庭センターすくすく支援課の保健師によるプレコンセプションケア・子宮頸がんの予防啓発等を含めた健康教育を行っている。

④経済的支援

学生に対する本学独自の経済的支援として、以下のものが挙げられる。

(ア) 奨励金制度

第一の支援制度として奨励金制度があり、表 3-4-4 のように整備している。系列校の松山東雲高等学校との間では、「マドンナ奨励金制度」として進学後も継続して勉学に励む者に対し、奨励金をもって学修支援、入学応援することを目的とする奨励金制度がある。

令和 4 (2022) 年度までは「特別就学奨励金」として就学を目的とする A+B 制度と、入学応援を目的とする B 制度の二つが運用されていたが、この名称が他の奨励金と混同しやすいことから令和 5 (2023) 年度から「マドンナ奨励金」と名称を変更し、あらたに募集することになった。

令和 2 (2020) 年度より本学を専願とする者(外国人留学生を除く)の学修奨励・入学応援を目的として奨励金を整備している。「編入学支援奨励金制度」「しののめ姉妹在学奨励金」「地域人材育成奨励金」「ひとり暮らし応援奨励金」「しののめ入学応援奨励金 A 制度」「しののめ入学応援奨励金 B 制度」「児童養護施設入所者奨励金」がある。

令和 6 (2024) 年度から「しののめ入学応援奨励金 A 制度」「しののめ入学応援奨励金 B 制度」は受験生がより利用しやすいよう申請資格等の見直しを行い、「しののめ修学奨励金」と名称変更し、募集することとなった。令和 7 (2025) 年度から「しののめ姉妹在学奨励金」は姉または妹が卒業生の場合も対象となるよう申請資格を拡大し「しののめ姉妹奨励金」と名称変更し、募集することとなった。

学生に対する様々な経済的支援制度があるが、なかには継続にあたり、年次審査が必要な制度もあり、それぞれの基準を満たすことを支援の条件としている。更に、企業や財団等の民間の奨学金制度の情報を本学ホームページや E メールにて適宜学生に周知し、活用を支援している。(表 3-4-5)

松山東雲女子大学

表 3-4-4 本学独自の奨励金制度

(2025 年度入学者選抜～)

名 称	申請資格	待 遇
マドンナ奨励金 A 制度	・松山東雲高等学校を卒業見込みの者で全体の学習成績の状況 3.5 以上、学校長の推薦を得られる者	入学時 50 万円 ※2 年次以降 25 万円
マドンナ奨励金 B 制度	・松山東雲高等学校、松山東雲短期大学、松山東雲女子大学を卒業又は卒業見込みの者	入学時 25 万円
編入学支援 奨励金制度	・松山東雲短期大学を卒業見込み又は卒業した者。ただし、卒業見込みの者で、「スポーツ特待生」として奨励金を受給している者及び入学後、社会人学納金ユニット制度が適用される者は除く。 ・2 年次前学期の累積 GPA の順位が在学する学科の 2 分の 1 以上の者。ただし、既に短期大学を卒業している者については、卒業時の累積 GPA を基準とする。	年間 25 万円
しののめ姉妹 奨励金	・姉妹が在学もしくは卒業している者 (同時に姉妹が入学する場合はどちらか片方が対象)	入学時 20 万円
ひとり暮らし 応援奨励金	・愛媛県外もしくは愛媛県内島しょ部在住の者 ・愛媛県外から愛媛県内の高校に進学し、寮またはひとり暮らしをしている者	入学時 10 万円
しののめ修学 奨励金	・全体の学習成績の状況 3.3 以上 ・日本学生支援機構給付奨学金の家計基準に該当しない者かつ世帯収入が 800 万円以下の者	大学：年間 20 万円 短大：年間 15 万円
児童養護施設 入所者奨励金	・児童養護施設入所者で施設長の推薦を得られる者	入学時 12 万円

表 3-4-5 各種奨励金の受給者の推移 (人)

名 称	区分	支給期間	年度				
			2020	2021	2022	2023	2024
マドンナ奨励金A+B (旧特別就学奨励金 A+B 制度 ・旧 松山東雲高等学校特別奨学生)	給付	1年間 (継続あり)	24	20	16	16	8
マドンナ奨励金B (旧特別就学奨励金 B 制度 ・旧 松山東雲高等学校特別奨学生)	給付	1年間 (入学時)	1	5	3	14	9
しののめ姉妹在学奨励金	給付	1年間 (入学時)	2	0	0	0	0
地域人材育成奨励金	給付	1年間 (入学時)	0	1	2	0	0
ひとり暮らし応援奨励金	給付	1年間 (入学時)	5	3	0	0	5
しののめ入学応援奨励金 A 制度	給付	1年間 (継続あり)	0	2	3	7	6
しののめ入学応援奨励金 B 制度	給付	1年間 (継続あり)	0	0	1	0	0
児童養護施設入所者奨励金	給付	1年間 (入学時)	0	0	0	0	0
編入学支援奨励金	給付	1年間 (継続あり)	—	—	—	3	6

(イ) 特待生制度

第二の支援制度として、本学独自の特待生制度がある。特待生制度の受給者の推移は表 3-4-6 のとおりである。特待生制度には、学校推薦型選抜[スポーツ]による入試受験者、大学入学共通テスト利用入試[A 日程]の受験者、一般入試の受験者を対象としたものがある。特待生（大学入学共通テスト利用入試）、特待生（学校長推薦）の見直しをおこない、令和 6（2024）年度から成績優秀特待生制度を整備している。

表 3-4-6 特待生制度の受給者の推移（2020～2024 年度）（人）

名称	対象	期間	2020	2021	2022	2023	2024
特待生 (スポーツ)	体育系クラブで顕著な成果を収めた者には成果別の待遇	1 年間 (継続あり)	34	27	19	18	14
特待生 (大学入学共通 テスト利用入 試)	合格者のうち特に成績優秀な者には授業料全額免除待遇	1 年間 (継続あり)	1	1	0	0	0
特待生 (学校長推薦)	一般入試において評定平均 4.0 以上で学校長の推薦を得た者で入試成績の上位者は授業料全額免除待遇	1 年間 (継続あり)	10	9	4	0	0

(ウ) 栄誉賞

本学園の創立者二宮邦次郎を記念して「二宮邦次郎賞」を設けている。学業・人物とともに優秀な者（3 年生対象）に授与される。

松山東雲学園同窓会から人物・成績ともに優れた者には「雪びら奨学金（1 年生対象）」が授与される。

松山東雲女子大学から在学期間を通じて、学業成績・人物ともに特に優秀であった者に「学長賞」（4 年生対象）を卒業式当日に授与している。

(エ) 緊急時支援

令和 4（2022）年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）まん延下にある学生たちへの経済的支援の一環として、日本学生支援機構と連携して食の支援を行った。期間を限定し、500 円×2 枚の食券を発行し、学生たちが生活協同組合のショップにて食品購入代に使用したり、食堂にて食事代として使用できるようにした。また、令和 5（2023）年度に日本学生支援機構と連携して、食の支援だけではなく、教科書や文具まで購入できるよう拡大・実施している。

⑤ 学生の正課外活動への支援

学生の正課外活動には、学生会活動とクラブ・同好会活動があり、いずれも同一法人内の短期大学と合同で運営されている。本学は、学生の正課外活動の活性化のため、多様な支援を行っている。

(ア) 人的支援

正課外活動に対して教員は、学生会活動及び各種クラブ・同好会に顧問として指導・助言にあたっている。また、円滑な活動を促進するために「クラブ活動ハンドブック」を作成し、支援に活用している。更に、学生からの要望に応じて外部コーチを招へいし、クラブのレベルアップを図る支援を行っている。加えて、クラブの顧問、外部コーチと学生支

援部員の意思疎通を図るため、適宜、クラブコーチに意見聴取を行っている。

(イ) 経済的支援

クラブには、毎年学生会及び教育振興会からの予算が配分されており、学外試合遠征等に対しては旅費、宿泊費、会場費の援助を行っている。他に各クラブ等がそれぞれ所属する協会・連盟等への加盟・登録料等の5割の補助を行っている。高額な備品等で購入が困難な物品については、教育振興会及び松山東雲学園後援会からの資金援助(クラブ活性費)がなされている。本学は、「特別強化指定クラブ」として、バレーボール部(インドア・ビーチ)の強化を図っている。

(ウ) 施設に関する支援

学生会には活動場所が用意されている。同様に、クラブ・同好会にも部室専用棟として「清雅館クラブセンター」がある。ここには26の部室と共同利用できる会議室・和室がある。更に令和元(2019)年には、茶室を備えた新たな講義棟も活動場所として加わった。体育クラブの活動場所としては、体育館・弓道場・テニスコート3面(うち2面はオムニコート)・柔道場並びにトレーニングルームを開放している。

(エ) 時間的支援

本学では時間割上、週1コマ(木曜5時限)を正課外活動の時間に充てており、この時間帯には授業は開講しないことを基本としている。

(オ) 学生表彰

学生会活動やクラブ・同好会活動で顕著な成果を収めた団体あるいは個人に対し「最高栄誉賞(全国大会に相当する評価)」「栄誉賞(中四国大会に相当する評価)」の2種の賞を設け、卒業時に表彰しており、正課外活動に対する学生の努力に報い奨励するための仕組みを整えている。

⑥ 社会人学生への支援

社会人学生への経済的支援として、毎年の在籍料と履修登録単位数ごとの授業料を納入する制度(社会人学納金ユニット制度)を設けている。また、通学の便宜を考慮して、社会人学生に対しては個々の特別の事由に応じて学生支援部の判断により、自動車通学を許可している。

⑦ 留学生への支援

令和元(2019)年の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のまん延化以降、留学生の受入れができていない。

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-4-1】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 学生支援部規程

【資料3-4-2】学生支援の手引き

- 【資料 3-4-3】松山東雲学園 人権問題に関する規程
- 【資料 3-4-4】松山東雲学園セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針
- 【資料 3-4-5】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 キリスト教センター規程
- 【資料 3-4-6】入学式・オリエンテーション日程表
- 【資料 3-4-7】Shinonome キャンパス・ガイド 2025
- 【資料 3-4-8】ウェルカムセミナー一覧
- 【資料 3-4-9】バイク・自転車講習会実施要領
- 【資料 3-4-10】からだの相談日の利用実績（2018～2024 年）
- 【資料 3-4-11】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 カウンセリングルーム規程
- 【資料 3-4-12】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 マドンナ奨励金に関する規程
- 【資料 3-4-13】松山東雲女子大学 編入学支援奨励金規程
- 【資料 3-4-14】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 奨励金規程
- 【資料 3-4-15】松山東雲女子大学 特待生規程
- 【資料 3-4-16】松山東雲女子大学 大学入学共通テスト利用選抜特待生規程
- 【資料 3-4-17】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 スポーツ特待生規程
- 【資料 3-4-18】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学学生会 会則
- 【資料 3-4-19】クラブ活動ハンドブック
- 【資料 3-4-20】松山東雲女子大学 特別選抜[社会人]の学納金等に関する規程

### 3-5. 学修環境の整備

#### ①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

#### ②図書館の有効活用

#### ③施設・設備の安全性・利便性

##### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

##### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

松山市の南東部に位置する本学キャンパス（以下、「桑原キャンパス」という）には、教室、研究室、食堂、大学生生活協同組合、管理関係施設等のある校舎（A 館、B 館、D 館、本館南、本館北、実習棟）があり、ほかに愛真館（チャペル、図書館等）、体育館、柔道場、トレーニングルーム、テニスコート、清雅館（クラブ部室等）がある。これら校地・校舎及び施設は、すべて本学と同一法人内の短期大学と共用している。また、同一校地内に、松山しのめ認定こども園（以下、「認定こども園」という）と「松山東雲学園児童クラブ」（以下「児童クラブ」という）がある。

本学の校地・校舎面積は表 3-5-1 のとおりであり、大学設置基準上必要な面積を上回っている。なお、学生・教職員が一日の大半を過ごす校地・校舎の安全性確保は最重要課題である。本学では、平成 22（2010）年から平成 23（2011）年にかけて校舎の耐震調査を実施し、その結果、旧 A 館、旧 B 館、C 館、E 館、愛真館及び体育館で耐震対応工事が必要であることが確認された。また、同一キャンパス内の旧附属幼稚園についても、別途

実施した耐震診断の結果に加え、将来的に見込まれている都市計画による校地減少にも対応する必要があることから、理事会は、桑原キャンパス全体の総合的な将来構想を立案の上、耐震工事に着手した。その第一期工事である愛真館の耐震、チャペルの音響板の設置、図書館へのラーニング・コモنزの設置、外壁・内装及びトイレの美化等改修は、平成 28 (2016) 年 3 月に完了した。第二期工事として、平成 28 (2016) 年、旧 A 館・旧 B 館・C 館・E 館と旧附属幼稚園は解体し、平成 29 (2017) 年に実習棟 (図工室) と附属幼稚園 (現認定こども園) を新築し、令和元 (2019) 年に A 館は新築、B 館は外壁・内装の改修をした。

表 3-5-1 校地・校舎面積 (㎡)

校地面積	設置基準上の面積	校舎面積	設置基準上の面積
35,889	8,900.0	20,081	8,237.7

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 3-5-1】松山東雲女子大学・短期大学建物配置図 (令和 7 (2025) 年 4 月)

### 3-5-② 図書館の有効活用

本学及び同一法人内の短期大学共用の図書館では、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学図書館規程」に基づき、図書の充実を図るなど学生の学修環境を提供している。図書の整備については年次行動計画「図書館」をもとに計画的に購入・除籍を行うことにより、収容スペースを確保しつつ利用しやすい環境となるよう努めている。

延面積は 1,375 ㎡である。提供資料としては、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在、図書が 159,879 冊、雑誌・紀要は和雑誌・洋雑誌合計で 968 種、新聞 8 種、視聴覚資料 3,534 点、有料データベース 1 点である。また、CiNii Research や国立国会図書館デジタルコレクションも利用可能である。学生向けのコンピュータ環境としては、無線 LAN アクセスポイントが 2 台、データベース検索用パソコンが 1 台、蔵書検索用パソコンが 10 台、館内貸出用パソコンが 9 台設置されている。資料の管理、貸出などのサービスを行うため、ブレインテック社の「情報館」を導入している。そのシステムを活用して、毎年、計画的に図書の登録・除籍作業を行っている。

開館時間は、平日の 8:50~18:00 である。図書館は地域にも開放しており、16 歳以上であれば学外の人でも利用できる。ただし、令和 2~4 (2020~2022) 年度は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大状況に応じて、適宜、休館や開館時間の短縮及び学外利用者の制限を行った。

新規受入れ資料数の推移は表 2-5-4 のとおりである。選定に関しては、教員からの推薦や図書館での選定のほか、学生からの購入希望も受付けている。また、図書館の年間入館者数及び貸出冊数の推移は表 2-5-5 のとおりである。令和 2~4 (2020~2022) 年度は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策として、入館者や座席の制限を行ったため、入

館者数並びに貸出冊数の減少がみられた。

表 3-5-2 図書館の資料新規受入れ (2020～2024 年度)

年度	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
図書 (冊)	807	990	861	1,431	968
視聴覚資料 (件)	53	42	33	31	38

表 3-5-3 図書館の年間入館者数及び貸出冊数 (2020～2024 年度)

年度	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
入館者数 (人)	14,234	11,308	21,026	14,773	15,288
貸出冊数 (冊)	6,102	5,383	5,326	6,684	7,055

図書館では、学生の図書館利用教育として、毎年、年度初めにゼミナール単位で新入生オリエンテーションを実施し、図書館の利用方法などの説明を行っている。また、文献検索ガイダンスも要望に応じて随時実施している。

本学図書館の特徴的な取組みとしては、以下のことが挙げられる。

(ア) 幼稚園教諭、保育士を目指す心理子ども学科子ども専攻の学生のため、図書館では多くの絵本を購入している。図書館が保有している絵本のうち貸出可能である絵本について、対象年齢を調査し、「情報館」に登録することによって、対象年齢による絵本の絞り込み検索ができるようにしている。また、認定こども園の教諭と連携して季節や行事ごとにおすすめの絵本を紹介するコーナーを設けている。

(イ) 本学で開講されている『認定絵本土養成講座』や授業科目である『読書とコミュニケーション』の受講者が作成した図書紹介 POP などの学習成果物を図書館閲覧室内で掲示し発表の場としている。学内外を問わず、図書館利用者の選書の参考となっている。

(ウ) シラバスに記載されている参考資料の継続購入や、社会福祉士や保育士だけでなく、他の資格取得を目指す学生のための参考資料や過去の国家試験の問題集を積極的に購入・貸出し、学修環境の整備に努めている。

(エ) 学生が実際に書店に出向いて「図書館に置きたい」と思う本を学生目線で選書するイベント「ブックハンティング」を希望に応じて実施している。

(オ) 学生や教職員のおすすめ絵本や、時機に応じた図書の展示企画を年間数回行っている。また、教職員と連携して、授業内容等に対応したミニ展示やスポット展示も行っている。

(カ) 図書館の利用に際してはスタンプカードを導入し、学生の利用を促している。

以上のとおり、本学の図書館は、十分な情報資料並びに学修支援サービスが利用できる環境が整備できている。

### 3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

本学の主要な施設・設備としてはA館、B館、D館（1階食堂を含む）、体育館、本館南、本館北、愛真館（1階図書館、2階チャペル）、実習棟、しののめ広場たんぼぼ、認定こども園、児童クラブがある。本学及び同一法人内の短期大学がこれらの施設を共用し、学生の教育にあたっている。敷地面積のコンパクトさを生かしたキャンパスであるため、それぞれの施設・設備を往来するのにアクセスがよく、各施設・設備はわかりやすい動線となっている。

#### ① 耐震対応

本学では、平成 22（2010）年から平成 23（2011）年にかけて校舎の耐震調査を実施し、キャンパス全体の総合的な将来構想を立案の上、耐震工事に着手した。令和元（2019）年にすべての建物の改修を完了した。

#### ② バリアフリーへの対応

バリアフリーについては、エレベーター、多目的トイレ、スロープを設置している。耐震化工事に合わせて改善を試みたが、一部対応が困難なところもあり、今後計画する校地・校舎の中期施設整備計画に則り、順次整備を進める予定である。

本学の主要な施設・設備としてはA館、B館、D館、体育館、本館南、本館北、愛真館、実習棟、しののめ広場たんぼぼ、認定こども園、児童クラブがある。本学及び同一法人内の短期大学がこれらの施設を共用し、学生の教育にあたっている。敷地面積のコンパクトさを生かしたキャンパスであるため、それぞれの施設・設備へ往来するのにアクセスがよく、各施設・設備はわかりやすい動線となっている。

A館（3階建て）、D館（1階食堂を含む：6階建て）、本館北（6階建て）にはエレベーターを設置しており、バリアフリーの観点からは問題ない。ただし、本館北（6階建て）と本館南（4階建て）は連結した構造になっているが、3階と4階の連結箇所は階段になっている。本来なら段差を解消する設備の取付けなどが必要な状況であるが、建築基準の条件から設置ができない。

水回りについては、学生の利便性や動線に合わせた場所に適宜配置されている。地域の親子や認定こども園の親子も利用しやすいように多目的トイレやベビーベッドを配置したトイレもある。令和 7（2025）年度にトイレの改修工事を行い、すべてを洋式化し新たに本館北 1階に多目的トイレを設置した。

#### ③ 施設・設備の安全管理

桑原キャンパスにおける防火・防災管理については、「松山東雲女子大学、松山東雲短期大学、松山しののめ認定こども園 消防計画」（以下、「消防計画」という）を策定し、

施設設備の管理責任者、管理体制、非常時の体制及び対応などについて必要な事項を定めている。日常的な安全性維持活動は、松山東雲学園（桑原キャンパス）防火・防災管理委員会規程及び消防計画に基づいて選任された防火・防災管理者が統括して行っている。教室、研究室等施設設備については火元責任者を置き、各室の火元・戸締管理、安全管理等に関して必要な措置を講じている。また、定期的に学生及び教職員を対象に防火・防災訓練を行っている。

本学は女子の大学であり、加えて認定こども園、児童クラブ及びしののめ広場たんぼぼ利用の幼児・児童・保護者も多いことから、防犯については特に注意を払っている。日中は、施設担当職員が校門付近の交通整理、校地周辺を含む巡回を行い、夜間は保安業務を委託し、防犯の徹底化を図っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-5-2】松山東雲学園 中期施設整備計画

【資料 3-5-3】松山東雲女子大学、松山東雲短期大学、松山しののめ認定こども園消防計画 令和 7（2025）年度

【資料 3-5-4】学校法人松山東雲学園（桑原キャンパス）防火・防災管理委員会規程

### 【基準 3 の自己評価】

#### （1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

入試部

子ども専攻では、令和 3（2021）年度入学生の教育課程に「子ども表現演習」「自然教育演習」を 3 年次開講科目として配置し、さらに令和 4（2022）年度入学生の教育課程において「食とアレルギー」「病児保育」などの専門的な科目を開設するなど、社会的要請に応じた教育内容の充実を図ってきた。これらの取組みの成果は直ぐには現れなかったが、令和 7（2025）年度入学者の入学定員充足率 100%につながったといえる。

また、保育士及び幼稚園教諭一種免許状に加え、同学科に社会福祉専攻がある強みを活かし、社会福祉士国家試験受験資格の取得が可能となるようカリキュラムを工夫することで、学生の多様な資格取得ニーズに応えている。

教務部

年 2 回の学期初めのオリエンテーション、さらには、アドバイザーによる個別指導等によって、きめ細かな履修指導、学修支援体制を整えている。

キャリア支援部

入学直後から卒業まで、学年・専攻別の専門性に即した正課外の「キャリア支援プログラム」を体系化したものを学生に提示し、運用している。

また、定期的な「進路希望調査」で学生の動向を把握し、適時適切な「個別相談」をおこなうことにより、学生の不安を解消し、主体的な行動を促している。これらの取り組みは高い就職・進路決定率に直結している。

学生支援部

クラブ・サークル説明会により加入率向上が実現できている。これは学生の孤立を防ぐコミュニティ形成に寄与している。

また、「バイク講習」「防犯・危機管理講話」「女性のからだに関する講話」「婦人科医・心療内科医による相談日」等、学生生活の安全と心身のケアを目指す多角的な支援を実施することで、学生生活の充実を図っている。

#### 事務局

防火・防災に関しては、法令で定められた基準を遵守し定期的な訓練及び点検等を実施している。

#### 図書館

心理子ども学科の学生向けに、対象年齢別の絞り込み検索が可能な絵本データベースの構築や、認定こども園と連携した「季節・行事の絵本紹介」により、実習支援を強化している。

「認定絵本土養成講座」等の受講生が作成したPOPを展示し、利用者の選書を支援している。

シラバス掲載資料の網羅や、保育士・栄養士等の国家試験問題集の積極的な提供を通じて学修支援を行っている。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

#### 入試部

社会福祉専攻及び地域イノベーション専攻については、入学定員の見直しを行った結果、一時的に入学定員充足率が80%を超えたものの、継続的な定員充足には至っていない。両専攻において安定的に入学者を確保するためには、より効果的な方策を策定し、着実に実践していくことが喫緊の課題である。

#### 教務部

減少傾向にあった中途退学率が増加したが、一過性のものなのかどうか、少し長期的にみてる必要がある。

#### キャリア支援部

インターンシップへの参加者が減少傾向にあり、実社会での就業体験を通じた職業観の形成が滞っている現状がある。インターンシップ参加を促す動機付けの強化が必要である。

また、より手厚い個別サポートを必要とする学生が増加しており、個々のニーズに応える体制づくりが急務である。

#### 学生支援部

合理的配慮を必要とする学生の増加と、課外活動の停滞が顕在化している。障がいや発達特性に応じた個別支援ニーズが高まっている。体制整備あるいは専任人員配置の本格的な検討が急務である。一方で、コロナ禍以降、学生会やクラブ活動への参加意欲が減退しており、組織の維持やこれまでの規模での学生会企画の実施が困難になっている。

#### 事務局

施設・設備の老朽化が進んでおり、資金計画を含めた将来的な施設整備計画の立案が喫緊の課題である。

#### 図書館

図書の充実を図る一方で、限られた延面積の中で収容スペースを維持し続けるための除籍の継続性が常に求められている。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

#### 入試部

子ども専攻においては、令和10(2028)年度入学者より、本学内で小学校教諭一種免許状を取得できる体制の整備を進めている。これにより、幼児教育の専門性を備えた小学校教諭を養成できるという、愛媛県内において独自性の高い教育体制の構築が可能となる。

また、小学校教諭免許課程の設置に伴い大学を共学化することにより、社会福祉専攻では社会福祉士を目指す男子学生の入学、地域イノベーション専攻では文系・理系双方の男子学生の入学が見込まれるなど、志願者層の拡大が期待できる。

#### 教務部

新システム (UNIPA) の導入により、学生の学修状況をこれまで以上にきめ細かく把握し、学修支援体制の強化を図っていく。

#### キャリア支援部

低学年次からインターンシップの意義を伝える啓発活動を強化し、学内で体験報告会を通じた動機付けを図る必要がある。

また、増加する個別支援ニーズに対し、個別相談を予約制へ移行することで業務を効率化し、相談の質の確保に努めている。今後は、専門的な支援を実現するため、外部専門機関との連携強化を推進していく予定である。

#### 学生支援部

合理的配慮への対応として、大学全体で連携した支援体制の拡充や、教職員の理解を深める研修を強化する必要がある。あるいは、現任人員での対応に限界が見え始めているなかで、専任人員配置の本格的な検討に移る必要も確固としてある。

課外活動の停滞に対しては、手続き等のオンライン化により負担を軽減し、活動に専念できる環境をつくらなければならない。多様な学生が安心して集える場とは何かを都度検討し、個人を尊重した学内コミュニティ形成を図る必要がある。

#### 事務局

資金計画を含めた将来的な施設整備計画の立案に着手する。

#### 図書館

年次行動計画に基づき、ブレインテック社の「情報館」を活用したデジタル管理と、計画的な購入・除籍を継続することで、利用しやすい環境の維持に努めている。

## 基準 4. 教育課程

### 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

#### ①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

#### ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知**

本学のディプロマポリシーは、建学の精神、建学の理想実現並びに学科・専攻の教育目的を踏まえ、専攻ごとに策定している。各専攻のディプロマポリシーは、卒業時まで身につけるべき三つの能力、すなわち、「知識・理解・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の観点から整理されている。

ディプロマポリシーは、本学ホームページのほか、受験生とその保護者、高等学校等の進路担当者に、オープンキャンパス、高等学校等訪問、入試説明会などで配付する募集要項をとおして周知している。また、在学生に対しては、履修要覧などをとおして、入学時のオリエンテーションや各学期のオリエンテーション時にも周知している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-1】学校法人松山東雲学園寄附行為 第 3 条

【資料 4-1-2】松山東雲女子大学学則 第 1 条、第 3 条の 2

【資料 4-1-3】履修要覧「ディプロマポリシー」

【資料 4-1-4】松山東雲女子大学ホームページ「教育方針（三つのポリシー）」

【資料 4-1-5】松山東雲女子大学 学生募集要項 令和 5（2023）年度

**4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、  
修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用**

①単位認定基準の策定

単位認定基準については、学則第 5 章、第 6 章において、授業科目を履修し、試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与えることを定めている。試験に関する事項は、「松山東雲女子大学 試験及び学業成績判定規程」において定めている。成績評価基準については、学則第 23 条第 2 項及び履修ガイドにおいて、表 4-1-1 のとおり明示している。

表 4-1-1 成績評価基準

成績評価	GP	点数	評価基準
秀	4	100～90 点	到達目標を十分に達成し、特に優秀な成績をおさめている
優	3	89～80 点	到達目標を十分に達成している
良	2	79～70 点	到達目標をおおむね達成している
可	1	69～60 点	到達目標を最低限の水準で達成している
不可	0	59 点以下	到達目標の最低限の水準に達成していない
失格	0	—	「失格」と判定されたもの
合格	—	—	到達目標を達成している
不合格	—	—	到達目標を達成していない
認定	—	—	「認定」と判定されたもの

各授業科目の成績評価基準については、すべての授業科目のシラバスの「成績評価方法・

基準」の欄において、評価項目及び評価の配分をあらかじめ明示している。評価項目に関しては、シラバスに示した「到達目標」を評価するに適切な項目を設定するとともに、試験、課題提出、提出物、パフォーマンス（発表、実技、グループワーク、受講姿勢）など総合的な観点から成績評価を行っている。

他の大学等における授業科目の修得単位の認定、大学以外の教育施設等において学修した単位の認定、入学前の既修得単位等の認定については、学則第 25 条及び第 26 条に定めている。本学での修得単位以外のものに関しては、合わせて 60 単位を超えない範囲で認定している。

また、編入学以前に短期大学等において修得した単位の認定については、学則第 14 条に編入学及び転入学による読替え単位の上限を 62 単位と定めている。

他の大学等における授業科目の修得単位の認定については、表 4-1-2 のとおり、単位互換協定制度を 4 校と実施している。

表 4-1-2 単位互換協定制度の一覧

[女子大学]

他大学 など	履修単位 の上限	履修制限	履修にかかる費用	本学での 成績通知	本学での 単位の 取扱い
愛媛大学	1 年間 8 単位	1 年次前期から 4 年次前期まで。ただし、本学で開設されている授業科目と同一名称の科目は履修不可	無料	秀・優・良・可	卒業要件 単位（自由 単位又は 本学開設 科目に 読み替え： 修得単位 認定願を 提出し、 認められ た場合）
放送大学	1 年間 8 単位、 在学期間 32 単位	1 年次後期から 4 年次前期まで。ただし、本学で開設されている授業科目と同一名称の科目は履修不可	1 科目 2 単位 12,000 円 (1 単位あたり 6,000 円)	認定	
松山 短期大学	1 学期間 4 単位	1 年次前期から 4 年次前期まで。ただし、本学で開設されている授業科目と同一名称の科目は履修不可	1 科目 2 単位 13,000 円 (1 単位あたり 6,500 円)	認定	
松山東雲 短期大学	上限なし	教務課で確認	無料。ただし、履修登録単位数に応じて授業料を納める者は、有料	認定	

## ②進級基準の策定

進級基準については、本学では進級要件を設けていない。その理由は、高等教育の修学支援新制度において適格認定（学業成績等）の判定や改善指導が必要な状況もあり、単位の取得状況が不十分な場合にも、継続的にアドバイザーが学生の特性や課題を理解して指導できること、学生の学修意欲を引き出すのに有効であるとの判断からである。

## ③卒業認定基準の策定

卒業認定基準については、学則第 6 章第 27 条において、本学に 4 年以上在学し、共通カリキュラム 24 単位以上、専門教育科目 38 単位以上、自由単位 62 単位以上、合計 124 単位以上を修得することを卒業要件単位として定めている。各専攻の卒業要件単位数は学則別表 1 において定めている。また、卒業要件として修得すべき所定の単位数 124 単位のうち、学則第 21 条の 3 第 2 項の「文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを

高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる授業の方法」による単位数は、60 単位までとしている。学則第 28 条により第 27 条の要件を満たした学生には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

学位授与の要件については、学則第 29 条において、本学を卒業した者に学士（人文科学）の学位を授与することを定めている。

#### ④単位認定基準・卒業認定基準の周知

これらの単位認定基準・卒業認定基準については、本学ホームページ及び学生用ホームページに公開されており、履修要覧、オリエンテーション時の教育課程ガイダンス等で周知され、教員は資格要件や科目履修状況を確認のうえ、丁寧な履修指導を行っている。

また、ディプロマポリシーについては、ディプロマポリシー到達度評価シートに各項目の評価基準を示している。学生はこのシートに毎学期入力し、各自の到達状況を確認している。

#### ⑤単位認定基準の厳正な適用

単位認定基準については、「松山東雲女子大学 試験及び学業成績判定規程」（以下、「成績判定規程」という）に成績評価の基準と評価方法を定め、厳正に適用している。単位認定の根拠となる、成績評価方法は、シラバスに明記され、授業科目担当者から学生へ授業開始時に周知される。成績・単位は、教授会において審議の上、認定している。

成績評価の客観性・公平性を保つための工夫として、GPA (Grade Point Average) 制度を導入し、教授会で成績結果を共有している。令和 6 (2024) 年度には、教員間、授業科目間での評価の不均衡を是正するために、成績評価の平準化への具体的な指針を作成し、教授会等を通じて、その周知を図っている。令和 6 (2024) 年度の成績評価状況は表 4-1-3 のとおりである。GPA は、アドバイザーによる学修指導、免許資格の取得に必要な学外実習の参加要件、「特待生制度」の支給条件や各種表彰や奨励制度の選考などに活用している。

また、他の大学等の授業科目の取得単位の認定、大学以外の教育施設等における学修の単位認定、入学前の既修得単位等の認定については、シラバス等の情報をもとに学修内容や学修時間を把握した上で、各専攻の教育課程に照らして適当であるか、また免許・資格に関連する授業科目の場合は単位を授与した大学等が免許・資格の養成機関であるかを確認し、教授会の議を経て、認定している。

表 4-1-3 成績分布一覧表 2024 年度 後学期 (%)

	学年	平均学期 GPA	秀	優	良	可
子ども専攻	1	2.75	23%	40%	26%	11%
社会福祉専攻	1	2.81	31%	31%	27%	11%
地域イノベーション専攻	1	2.75	29%	42%	22%	7%
子ども専攻	2	2.88	28%	40%	24%	8%
心理福祉専攻	2	2.04	18%	24%	28%	30%
子ども専攻	3	2.74	35%	38%	16%	11%
心理福祉専攻	3	2.55	33%	34%	18%	15%
子ども専攻	4	2.83	58%	29%	8%	5%
心理福祉専攻	4	2.16	23%	37%	30%	10%

注：秀 GP 4 優 GP 3 良 GP 2 可 GP 1

## ②卒業認定基準の厳正な適用

卒業要件を満たした学生には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定している。

卒業要件として、4 年次に「卒業研究」を必修科目として開講しており、卒業研究の提出を義務付けている。卒業研究提出までの手順として、3 年次後学期末の 1 月に「卒業研究計画書」の提出、4 年次の 7 月には「卒業研究中間報告会」、1 月には「卒業研究審査会」（以下、「審査会」という）を実施し、他学年生も参加し、学生相互の研鑽の機会とするとともに、中間報告会資料、卒業研究抄録を公開している。

審査会では、ルーブリックに基づいて総合的に審査している。学生が事前に審査内容を確認できるようにルーブリックは、学生用ホームページに公開している。

## <エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-6】松山東雲女子大学学則 第 5 章、第 6 章

【資料 4-1-7】履修要覧「松山東雲女子大学 試験及び学業成績判定規程」

【資料 4-1-8】ディプロマポリシー到達度評価シート

【資料 4-1-9】履修要覧「松山東雲女子大学 試験及び学業成績判定規程」

【資料 4-1-10】履修要覧「GPA 制度について」

【資料 4-1-11】「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における成績評価の平準化への指針」

【資料 4-1-12】学生用ホームページ「卒業研究関連書類・様式」

## 4-2. 教育課程及び教授方法

### ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### ④教養教育の実施

### ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

#### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラムポリシーは、建学の精神、建学の理想実現に基づき、各専攻の人材育成像（学科の教育目的）に沿って、体系的に策定されている。

このカリキュラムポリシーは、履修要覧に明記することにより学生に周知している。更には、オリエンテーションや教育課程ガイダンス等においても、学生への直接的な周知を行っている。また本学ホームページに掲載することによって学外にも、公表している。

### 4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、大学の使命・目的及び学部・学科・専攻の教育目的を、それぞれの専門領域において具現化している。また、学科のカリキュラムポリシーのもと、ディプロマポリシーに掲げる三つの能力を備えた人物の育成のために必要な授業科目を設置し運営している。

本学では、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーとアドミッションポリシーは、「知識・理解・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の三つの能力の涵養という観点で一貫したものとなっている。子ども専攻と社会福祉専攻では、教育課程表の領域分類を三つの能力分類に合わせ、科目を配置している。なお、学生が自らの学びを振り返るディプロマポリシー到達度評価シートについても、三つの能力に関して、自らの学びの到達度を確認できる形式にし、一貫したものとなっている。

#### ① 子ども専攻、社会福祉専攻専門教育科目

子ども専攻、社会福祉専攻では、ディプロマポリシーを実現するために、体系的なカリキュラムを編成しており、カリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーと一貫性をもっている。

#### ② 地域イノベーション専攻専門教育科目

地域イノベーション専攻では、ディプロマポリシーを実現するための教育内容として、体系的なカリキュラムを編成しており、カリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーと一貫性をもっている。ディプロマポリシーにおいて主となる「知識・理解・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の視点に基づき、「心理・コミュニケーション」「社会」「ビジネス」「ゼミナール」ならびに「分析技法」に複合的に絡み合う形で立体的に構成されている。このカリキュラムの構造とディプロマポリシーの細目との関連は、カリキュラ

ムマップとして学生用ホームページに掲載されている。また、各授業のシラバスには、対応するディプロマポリシーが記載されている。

上記のように、各専攻の専門科目の領域は、教育課程表、カリキュラムマップ、ディプロマポリシーともに、「知識・理解・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」という三つの能力で一貫したものとなっている。また、各授業科目のシラバスには、対応するディプロマポリシーが記載されている。

#### <エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-1】履修要覧「学科の教育目的・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー」

【資料 4-2-2】履修要覧「共通カリキュラム教育課程表」

【資料 4-2-3】履修要覧「子ども専攻専門教育科目教育課程表」

【資料 4-2-4】履修要覧「心理福祉専攻専門教育科目教育課程表」

【資料 4-2-5】履修要覧「地域イノベーション専攻専門教育科目教育課程表」

#### 4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学科全体の教育目的に照らして基盤となる「共通カリキュラム」を置いている。また、各専攻の教育目的達成のための専門科目群として「専門教育科目」（「子ども専攻専門教育科目」、「社会福祉専攻専門教育科目」及び「地域イノベーション専攻専門教育科目」）を配置し、本学全体のカリキュラムポリシーに沿って、教育課程は体系的に編成している。また、「専門教育科目」には、領域ごとの卒業要件単位数を配分することによって、設置目的に沿った履修が行われるように配慮している。

##### ①共通カリキュラム

「共通カリキュラム」では、「A 知の礎」「B 社会と共に学ぶ」「C ライフデザイン」「D 伝え合う力」の4群から成り、大学での学びの基礎となる思考力・判断力の涵養、及び学びの成果をより広い観点から生かしうるような多面的・総合的視点の育成に資する授業科目を置いている。A群には、建学の精神について学ぶ必修科目「キリスト教学」及び「哲学」や「ジェンダー論」など、倫理観・人間観・総合的思考力や判断力を培うことによって、大学での学びの成果を実践的に活用しうる人格の陶冶を図るための科目、B群には「まつやま学」「正岡子規と伊予の文化」「ボランティア論」など地域社会について学び、地域社会に貢献する科目、C群は体育科目をはじめとして、「フィジカルマネジメントと健康」「ライフサイクルと健康」「栄養と食生活」など女性の健康についての学びを通して、生きることへの自覚と知識を培い、自立・自律的に自らの人生を設計する力を涵養するための科目、D群には語学を中心とするコミュニケーション関連基礎科目を置いている。4群合計の卒業要件単位数は24単位である。

##### ②専門教育科目

###### <子ども専攻>

子ども専攻において、「知識・理解・技能」「思考・判断・表現」では、教職課程科目の

多くが該当し、内容・順序性にしがたって、専門知識獲得型の授業科目から、応用力・実践力を高める科目を体系的に配置している。更に、「関心・意欲・態度」では、「社会教育実践」や「インターンシップ研修」等の地域密着型の実習科目、「遊び研究」や「メディアとしての絵本」等、現代社会の保育者として求められる高度な専門性を培う独自科目を配置している。本専攻では、令和元（2019）年度より「遊び研究」を1年次必修科目として配置している。本科目は、子どもの発達・心理・教育・コミュニケーションの理解に必要な専門的知識や技術を、遊びをとおして子どもとともに学ぶことができることが特徴である。

#### <社会福祉専攻>

社会福祉専攻においては、社会構造、他者理解や対人支援に必要な専門的知識と技術を学際的かつ体系的・実践的に深く学べるよう社会福祉学と心理学を基盤に多様な科目で構成されている。初年次教育として、アカデミックスキル、社会人基礎力を身につけるための「学びの基礎Ⅰ・Ⅱ」を配置している。2年次以降は各学生の関心に合わせてゼミを選択し、4年次には卒業研究論文の執筆、審査会でのプレゼンテーションを通して4年間の知識・技能の統合化を図っている。専門分野により意識して所属ゼミナールを選択し「知識・理解・技能」の科目群には、社会福祉学・心理学・医学・社会学・教育学・統計学の概論科目とソーシャルワーク演習、英語コミュニケーション演習、統計演習の演習系科目を配置している。「思考・判断・表現」の科目群には、社会福祉の対象理解と対象別の制度政策論、社会調査演習、死生論、メディア論等学際的な科目が配置されている。「関心・意欲・態度」の科目群には、ソーシャルワーク、スクールソーシャルワークの国家資格取得を目的とした実習科目と社会教育実践、インターンシップ等の幅広いキャリアへの関心と実践力を育成することを目的とした実習科目を配置している。

各科目群に卒業要件単位数を設定しているが、卒業要件に占める自由単位の割合を大きくすることによって、学生個々の履修計画の自由度を高めている。また、段階を踏んで知識や実践力が身につくよう開講年次が設定されており、知識獲得型授業（主に講義科目）と実践力・応用力を養う授業（主に演習科目）がバランスよくかつ系統的に配置されている。

また、本専攻では、令和5（2023）年度より、心理子ども学科で学ぶ領域を広くカバーし、学科全体の科目の紐帯となる、「しのめ子ども学」を1年次必修科目として配置している。

#### <地域イノベーション専攻>

地域イノベーション専攻においては、「心理・コミュニケーション」「社会」「ビジネス」「ゼミナール」ならびに「分析技法」の5領域から構成されており、それぞれの領域における視点やスキルを提供し総合的な学びの場を実現している。

#### <全専攻共通>

専門教育科目の「ゼミナール」は全専攻共通で、「学びの基礎Ⅰ・Ⅱ」（1年次）、「心理子ども基礎演習Ⅰ」「心理子ども基礎演習Ⅱ」（2年次）、「心理子ども演習」（3年次）を必修

科目として設置しており、これらの授業科目を修めた上で卒業論文を執筆・提出して単位取得することを卒業要件としている。

### ③特別開講科目

特別開講科目は、学生の学びの意欲、教員の教育意欲に応え、また時宜に叶った内容の教育を提供することを目的として、平成 27 (2015) 年度に新設した枠であり、学生・教員の開講希望に基づいて、単年度の科目開講を可能とするものである。開講の前年度に学生と教員に対して受講・開講希望調査を実施し、学生もしくは教員から提出された開講希望について学科会で検討し、開講を決定する。開講科目名は授業形態に応じて「心理子ども特講」「心理子ども特別演習」「心理子ども講読」のいずれかであり、履修により取得した単位は「自由単位」として卒業要件単位に算入される。

カリキュラムポリシーに基づき、学科において科目ナンバリングを導入することで、教育課程の順次性・系統性を明確化している。科目ナンバリングは、① 学科・専攻等コード、② 学問領域・分野コード、③開講年次コード、④科目番号（通し番号）コード、⑤授業方法コードを付している。これらの科目ナンバリングは学生用ホームページに明示している。

本学では、令和元（2019）年度以降は専攻別に履修系統図を整備している。

### ④シラバスの適切な整備

シラバスの記載内容については、「シラバス作成の手引き」を作成し、執筆にあたっての留意事項を示すことで標準化を図っている。執筆の方法や留意事項については、毎年 SD 研修会において、教務部長が「成績評価の表記」「到達目標の記述に適した動詞」「授業方法の表記例」など、使用語句の留意点を含めて詳細な説明を行っている。また、「シラバスの手引き」については教務部において、毎年、見直しを行っている。令和 8 (2026) 年度からの新システム導入に伴い、今年度は、新システムでのシラバス作成が行われた。各教員の執筆完了後には、教務課、ならびに、学科長、学科長補佐を中心に複数体制で内容をチェックし、必要な場合は改善を促す組織的な取り組みを行っている。

### ⑤履修登録単位数の上限の適切な設定

単位制度については、学則第 22 条において、1 単位修得するために必要な学修時間、授業形態に応じた 1 単位あたりの授業時間数を適切に定めた上で、履修要覧において、各種授業科目の単位数を明示している。単位制度の実質化のための工夫として、シラバスにおける授業外学修の指示、キャップ制の導入を行っている。

キャップ制に関しては、松山東雲女子大学履修規程第 2 章 5 条「履修科目の登録の上限」において定めている。適切な授業科目数を履修することで、十分な学修時間を確保し、学修内容を深く身に付けることを目的として、1 年間に履修登録できる単位数の上限（49 単位）を設けている（集中講義、学外実習指導、学外実習及び他の大学または短期大学における授業科目は、履修上限に含まない）。ただし、前年度 3 月 31 日時点の累積 GPA 値が 3.0 以上であれば、履修上限単位数を超えて授業科目を履修できる。なお、この条件は履

修要覧に明記している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-6】 学生用ホームページ「科目ナンバリング」

【資料 4-2-7】 履修要覧「松山東雲女子大学 履修規程 第 5 条」

#### 4-2-④ 教養教育の実施

本学では「共通カリキュラム」が教養教育に該当する。学生の「生きる力」「自ら道を切り拓く力」の涵養を目指している。三つのポリシーすべてにおいて要求している三つの能力（「知識・理解・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」）に加えて、食育の分野、体育（健康）の分野、語学の分野、並びに美術の分野などの授業科目を置くことで幅広い知識を学ぶとともに自らの健康を意識し、倫理観をもって社会で自分の道を切拓くための基礎となる教育を実施している。

本学では、建学の精神を体現する「キリスト教学」を必修科目としている。それに加えて、技術革新の目覚ましい現代を生き抜くため、「AI とデータサイエンス」も必修科目としている。「自ら道を切り拓く力」を養うためにも本学は、新しいリベラルアーツの構築を目指している。一般職に就職する学生、あるいは将来的に会社や NPO 法人を設立するなどし、自分で起業する学生などを想定した「社会起業論」、社会通念・社会倫理について考える「哲学」や「倫理学」、金融についての知見を深める「経済学」、そして、「生涯スポーツ」のような体育科目で体力を維持する方法を学ぶとともに、女性に特有な健康問題を「ライフサイクルと健康」や「フィジカルマネジメントと健康」で学び、健康であるために自己配慮ができる人物の育成に努めている。更に本学独自の教養教育としては、「生活の美術」や「栄養と食生活」といった授業科目を設置している。

なお、「共通カリキュラム」全般に関する検討は教務部が行っている。個別の授業科目及び科目群の実施・運営については基準 2-2 でも述べたように、学内各機関との協力体制を構築している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-8】 履修要覧「共通カリキュラム教育課程表」

#### 4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

授業の方法については、学則第 21 条の 3 において適切に定めている。また、各専攻のカリキュラムポリシーの「教育内容」「教育方法」において、多様な教授内容と教授方法に基づく授業を設置することを示すとともに、地域社会における課題解決力や実践力を重視した授業方法の工夫について示している。これを踏まえて、演習・実習を中心とする授業科目を多数設置している。

また、Google Classroom で授業資料の一括管理や授業のアーカイブ作成、スマートフォンやタブレットを使用した授業内での情報収集、質疑応答の手段など段階的に ICT を活用した教授法を進めている。

遠隔授業に関しては、ガイドラインを見直すとともに、令和 8（2026）年度からの運用

を目指し、遠隔授業科目の定義や運用方法を明記した細則を作成した。

授業方法の改善を進める組織体制としては、カリキュラムポリシーに沿った授業方法の工夫や開発のため、SD委員会を設置し、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動に取り組んでいる。また、SD委員会と情報メディアセンターが協働し、教授方法に関する研修会を実施するなど、授業改善の方策を検討する体制を整備している。令和5(2023)年度は「情報セキュリティおよび生成AIの現状と活用について」、令和6(2024)年度は「情報セキュリティおよび生成AIの倫理的問題と活用について」研修会を行った。

#### <エビデンス集(資料編)>

【資料4-2-9】履修要覧「カリキュラムポリシー」

【資料4-2-10】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 SD委員会規程

【資料4-2-11】SPOD利用の研修内容

【資料4-2-12】学生による授業改善のためのアンケート

【資料4-2-13】学生による授業改善のためのアンケート教員コメント

【資料4-2-14】授業参観の報告書のフォーマット

【資料4-2-15】「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 遠隔授業科目の開講に関する細則」

### 4-3. 学修成果の把握・評価

#### ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

#### ②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

##### (1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

##### (2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

##### ①ディプロマポリシーを踏まえた学修成果：ディプロマポリシー到達度評価シートの活用

ディプロマポリシーを踏まえた学修成果の点検については、基準2-2で述べたように、本学では令和元(2019)年度より、ディプロマポリシー到達度評価シートを導入し、学生自身がディプロマポリシーに照らし合わせて学修成果を点検し、その後の履修計画作成に寄与できるようにしている。令和6(2024)年度からは、ディプロマポリシー到達度シートに、学生時代に取得した資格や生課外での活動やその成果などが記載できる項目を追加し、より多面的に学修成果を把握できるようにしている。アドバイザーは担当学生の記入内容を確認の上、評価コメントや口頭による指導を行っている。これにより学生の主体的な学修活動を支援できると同時に、アドバイザーにおいても、学生の学修状況や目標達成状況を点検・評価することができるようになってきている。なお、子ども専攻では、「保育・教職実践演習(幼稚園)」で教職履修カルテとして、教職的視点から再評価を行っている。教職履修カルテにもディプロマポリシーと同様に、教員からの評価コメントが記入される。

②学修成果評価の方針（アセスメントポリシー）

本学では、教育課程が有効に機能して教育目標が達成されているかを検証・評価するための方針として、アセスメントポリシー（学修成果評価の方針）を定めている。本学は、検証評価に用いる客観的な指標・エビデンスを定め、三つのレベルを評価単位として、入学時、在学時及び卒業時における三つのポリシーに沿って成果を検証し、教育の質保証と改善向上を行っている。本学が定める学修成果評価のレベル構成は次のとおりである。

<大学全体（機関）レベル>

大学全体の教育目標の達成状況を検証し、その結果に基づいて、全学的な教育改革・改善、学生・学修支援の改善等を実施する。

<教育課程（学科・専攻）レベル>

学科・専攻レベルで教育目標の達成状況、学生の学修成果の到達度を検証し、その結果に基づいて、学科・専攻の教育課程、教育方法等の適正性を評価し、その改善を行う。

<科目レベル>

シラバスに提示された授業科目等の学修成果の達成状況を検証し、授業ごとの到達目標の設定、内容構成、教育方法等の適正性を評価し、その改善を行う。

学生の学修成果の検証は、入学時（科目レベルについては科目開始時）、在学時（科目進行時）及び卒業時（科目終了時）に、表 4-3-1 に掲げる客観性のある指標・エビデンスを用いて行う。また、その検証結果に基づいて、教育の質保証と改善を行う。

表 4-3-1 学修成果評価の方針（アセスメントポリシー）

	入学時	在学時	卒業時
	アドミッションポリシーに沿った受け入れがなされているか	カリキュラムポリシーに沿って学修が進められているか	ディプロマポリシーに定めた到達目標に達しているか
大学全体レベル	入学試験結果 新入生の意識調査	退学・休学者数・率 学生の学修時間・学修行動調査アンケート 大学教育に関する学生調査	学位授与数 就職率・進学率 大学教育に関する学生調査
教育課程レベル	入学試験結果 新入生の意識調査 面接・志願理由書等	GPA 分布・成績分布 単位修得状況 ディプロマポリシー到達度評価シート 退学・休学者数・率 学生満足度調査 学生の学修時間・学修行動調査アンケート	学位授与数 就職率・進学率 進路決定状況 資格・免許取得状況 ディプロマポリシー到達度評価シート
科目レベル	履修登録状況	学生による授業改善のためのアンケート	単位認定状況 GPA 分布・成績分布 学生による授業改善のためのアンケート

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-3-1】ディプロマポリシー到達度評価シート

【資料 4-3-2】松山東雲女子大学ホームページ「アセスメントポリシー」

#### 4-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

学生の学修成果の点検・評価のフィードバックについては、前述のアセスメントポリシーのうち、科目レベルでは「単位認定状況」、教育課程レベルでは「学位授与数」「就職率・進学率」「進路決定状況」「資格、免許取得状況」から学生の学修状況を把握し、学修成果を点検・評価をしている。各分析結果は、専攻ミーティング、学科会、教務部会、教授会で報告し共有している。これにより、全体的な教育目的達成状況が確認・共有されるとともに、成績・単位認定の全体的傾向や問題点（特に成績評価の平準化）などについても提起、共有している。

また、免許・資格の取得状況、更には進路決定状況からも、教育目的の達成状況の点検・評価をしている。これらの情報については、教授会で共有し、各分野（保育、社会福祉、心理等）の担当教員において改善を図っている。具体的には、国家試験対策の勉強会用の資料の作成や受験対策講座の開催、学生向けの資格等ガイダンスの実施、先輩の就職体験談を聞く機会を設け、学生の意欲向上を図っている。

##### ①各種アンケート結果の点検・評価及びフィードバック

「学生による授業改善のためのアンケート」は、令和3（2021）年度から Web Forms による回答としている。授業科目担当者、科目ごとに集計を行い、集計結果は授業科目担当者に通知される。集計結果に対しては、各教員が担当科目すべてにおいて所見と改善方をコメントすることになっている。この教員コメントは、学生用ホームページ及び教職員用ホームページに公開している。また、評価の低い教員に対しては改善計画の提出を義務化するなど、授業内容・方法の改善に向けての制度的な取組みの強化を行っている。

学生の意識調査については、毎年、全学的に「年度末学生アンケート調査」を実施している。学修環境への満足度などを明らかにし、継続的に追跡するとともに様々な観点から分析を行い、今後の教育の改善や充実に役立てており、調査結果は本学ホームページにて情報公開している。

在学生に対し行っている「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」の結果は、専攻ごとに集計し、結果の分析は学科が行う。また集計結果はSD委員会で取りまとめ、委員が集計結果についての各専攻の傾向や全体との比較等の分析を行い、そのコメントを集約している。その結果は、教学協議会においても共有している。

なお、保育及び社会福祉分野では、実習園・施設との間で毎年度、連絡会を実施して実習成果のフィードバックを受けており、実習における教育目標の達成状況を把握して改善に役立てることができている。

## ②進路・就職状況の把握並びに免許・資格取得の点検・評価及びフィードバック

進路・就職状況の把握については、基準 3-3 で記したように、キャリア支援課が一括把握し、月別状況並びに進路決定状況を教職員用ホームページに掲載している。

キャリア支援課は登録した情報から学生が希望する進路を把握し、確実な就職支援を行えるよう取組んでいる。3年次の学生対象に、「キャリア支援課ツアー」を行い、支援課の利用方法を周知した上で、希望就職先の探し方、就職相談、マナー講座、公務員試験対策講座の案内等の取組みによって手厚いキャリア支援を行っている。就職状況については、キャリア支援課からの進路決定状況報告により、専攻やゼミごとで把握できる。

卒業後には、「しののめ人財バンク」に登録した卒業生を対象に、毎年アンケートを実施している。令和 3（2021）年度卒業生の就職先に実施したアンケート結果は、本学ホームページに公表されている。

### <エビデンス集（資料編）>

【資料 4-3-3】 学生による授業改善のためのアンケート

【資料 4-3-4】 学生による授業改善のためのアンケート教員コメント

【資料 4-3-5】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 年度末学生アンケート

【資料 4-3-6】 学生の学修時間・学修行動調査アンケート

【資料 4-3-7】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 SD 委員会規程

【資料 4-3-8】 「しののめ人財バンク」規程

【資料 4-3-9】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 事業所アンケート

## 【基準 4 の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の使命・目的、各専攻の教育目的に基づき策定したディプロマポリシーは周知している。また、ディプロマポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準などは、学則をはじめとする各規程において定め、学生に周知している。単位認定、卒業認定は、適切な成績の評価方法、評価・認定基準に基づき厳正に適用している。

各専攻の特性を反映したディプロマポリシーの実現のため、カリキュラムポリシーを策定し、体系的なカリキュラムを編成している。そして、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーの一貫性については、カリキュラムツリーなどをおして明示するとともに、その検証を行っている。

学修成果は、ディプロマポリシー到達度評価シートを用いて学生自身が学修状況を確認している。また、各種アンケート調査などを用いてディプロマポリシーやカリキュラムポリシーが達成されているかの点検を行い、改善に繋げている。

教育内容・方法及び学修指導等の改善については、「学生による授業改善のためのアンケート」や「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」などをおして、組織全体で共有し、改善策を検討している。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

成績評価の平準化に関しては、指針は作成されているが、依然課題が残っているといえ

る。

また、「学生による授業改善のためのアンケート」や「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」の回答率が低いことが課題となっている。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

成績評価の平準化に関しては、成績提出の前に、教授会等を通じて、指針の理解と協力を教員に呼び掛けていく。

アンケートの回答率の課題に関しては、授業の最終回に、アンケート回答のための時間を確保するなどの取組みを行う。

## 基準 5. 教員・職員

### 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

#### ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### ②権限の適切な分散と責任の明確化

#### ③職員の配置と役割の明確化

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

松山東雲女子大学学則 34 条第 2 項に基づき設けられた「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学教育職員役職規程」第 3 条において、「学長は学務を総理し、本学を代表する」と規定し、学務全般の管理統括者としての学長の位置づけが明確化されている。

また、同規程第 4 条により、「学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどり、学長不在のときは、その職務を代理する」副学長を 2 人配置している。更に、本学と同一法人内の短期大学の合同協議体である「教学協議会」並びに「教職協働協議会」を設置している。

「教学協議会」は、学長、副学長、学科長、学科長補佐、事務局長及び事務局次長を構成員とし、学長の諮問により、教育・研究に関する重要事項について協議する。学長は原則月 1 回同協議会を招集し、議長を務めている。「教職協働協議会」は、学長、副学長、学科長、学科長補佐、事務局長及び事務局次長で構成され、教育・研究、大学運営、社会貢献等に関する事項について教職員間での連絡調整並びに協力体制の確立を図ることを目的としている。同協議会の議長は学長が指名し、議事内容は議長から理事長に報告される。

以上のとおり、学長のリーダーシップが確立されており、また、それが適切に発揮できるための補佐体制が整備されている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-1】松山東雲女子大学学則 第 34 条

【資料 5-1-2】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教育職員役職規程

【資料 5-1-3】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教学協議会規程

【資料 5-1-4】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教職協働協議会規程

### 5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

学長のリーダーシップの下で招集される「教学協議会」が、本学の教学マネジメントにおいて中心的な役割を果たしている。教学全般を統括する副学長、学科・専攻の業務を統括する学科長、学科長補佐及び教学に関する事務を統括する事務局長が参加し、主に、教学マネジメントの重要事項である三つのポリシー、カリキュラム編成、学修成果の可視化、更には、人事計画等に関する方針が協議されている。

また、「入試部」「教務部」「学生支援部」「キャリア支援部」「地域連携・社会貢献推進室」が置かれ、それぞれの長がその所管業務を統括している。

副学長2人に関しては、学内の学務を主に所管する（内部調整担当）副学長と、社会連携等の対外的な事項を主に所管する（外部連携担当）副学長とに役割分担がなされている。また、副学長は、「教職協働協議会」において学長の指名により議長を務め、「教学協議会」での協議事項以外の学務や社会連携に関する様々な重要事項についての協議・情報共有を促す役割を担っている。

教学に関する審議機関としては、学科会、専攻会、各部会（執行部会）・委員会・センター会があり、それぞれの規程に定められた事項について審議し、教授会に上程・報告している。

教授会は、学則第35条に基づき設置され、学長、副学長、教授、准教授、講師及び助教により組織すると規定されている。その運営に関しては「松山東雲女子大学教授会規程」に定められており、同規程第2条は、教授会は「学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする」としている。同じく、同規程同条において、教授会が扱う審議事項は「学生の入学及び卒業」「学位の授与」に関することと明示されている。更に、その他「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」として、「学則、規程等の制定改廃」「教育課程及び授業科目担当」「教員の採用及び昇任」「試験及び学業成績判定」「学生の指導及び賞罰」及び「その他教育研究」に関することが示されている。以上のように、大学組織の意思決定における教授会の位置づけと役割は明確化されている。そして、学長が教授会に意見を聴くことが必要な教育研究上の重要事項について周知している。

教授会の審議事項に関しては、同一法人内の短期大学と共通する事項や関連する事項が多く、両大学の教員間のスムーズな情報共有を図る必要性があることから、教授会は同一法人内の短期大学と合同で開催することも可能としている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-5】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 入試部規程

【資料 5-1-6】松山東雲女子大学 教務部規程

【資料 5-1-7】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 学生支援部規程

【資料 5-1-8】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 キャリア支援部規程

【資料 5-1-9】松山東雲女子大学学則 第35条

【資料 5-1-10】松山東雲女子大学 教授会規程

【資料 5-1-11】松山東雲女子大学 学科会規程

### 5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

学校法人松山東雲学園事務組織規程により、学園には事務局が置かれている。事務局には、「総務課」「経営企画室」「経理課」「教務課」「学生支援課」「キャリア支援課」「入試課」「図書館事務室」「地域連携・社会貢献推進室」の各部署が置かれ、同規程第5条において、それぞれの部署の担当業務が明示されている。事務局は、大学と同一法人内の短期大学で一つの組織とすることで、事務運営の効率化を図っている。

各部署の管理職及び一部の課員は、所属する執行部等の構成員として部会に参画しており、各部署で教職協働の業務執行体制が整っている。また同規程第7条において、理事長、事務局長及び事務局次長を構成員とした「事務協議会」を設置し、事務局方針の策定に加え、職員の資質向上を目的とした研修計画の立案や、人事考課制度やOJTによる人材育成、人事管理を行っている。事務協議会の方針を受け、事務局管理職を構成員とした「管理職者会議」を設け、事務局内の情報共有及び意見交換を図ることにより、組織の一体感と職員の資質向上に寄与している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-12】 学校法人松山東雲学園 事務組織規程

【資料 5-1-13】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 協議会・執行部等 構成員一覧表

【資料 5-1-14】 事務協議会規則

【資料 5-1-15】 事務局管理職者会議規則

## 5-2. 教員の配置

### ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

令和7（2025）年度における本学の教員の職階・年齢・性別の構成は、表 5-2-1 に示すとおりである。大学設置基準で定める教員数を配置しており、教育目的及び教育課程の遂行に必要な教員数が確保されている。教員の年齢構成は、表 5-2-2 に示すとおり適正である。また、幼稚園教諭の教職課程に必要な教員数についても、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」は、ともに4人ずつ配置しており、認定基準に適合している。

松山東雲女子大学

表 5-2-1 教員数及び設置基準上必要な教員数 (人)

松山東雲女子大学 基幹教員数

2025年5月1日現在

学部・学科名												設置基準で定める教員数		備考
	学長	副学長	教授		准教授		講師		助教		計	〔イ〕	〔ロ〕	
	男	男	男	女	男	女	男	女	男	女				
学長・副学長	1	1									2			
人文科学部 心理子ども学科			4	1	3	5	2	5			20	12	8	文学 教育学 社会福祉学
大学全体の収容定員 に応じ定める基幹教員			2	1							3			
(計)	1	1	6	2	3	5	2	5			25	12	8	

[注意]

1. 上表の〔イ〕とは大学設置基準第10条別表第1のイに定める学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数をいう。
2. 上表の〔ロ〕とは大学設置基準第10条別表第2に定める大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員数をいう。
3. 学長・副学長は、人文科学部心理子ども学科の教授・准教授である。
4. 上表の基幹教員は、教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議を行う会議に、構成員として直接的かつ実質的に参画している。

表 5-2-2 教員の年齢構成 (人)

松山東雲女子大学 年齢別教員数

2025年5月1日 現在

専任教員の年齢構成

区分		(松山東雲女子大学)(定年年齢65歳)								
		男性	女性	29以下	30~39	40~49	50~59	60~69	計	70以上
学部・学科	教授	8	2	-	-	-	2	7	9	1
	准教授	3	5	-	2	3	3	-	8	-
	講師	2	5	-	3	2	2	-	7	-
	助教	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	助手	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	13	12	-	5	5	7	7	24	1
研究科	研究指導教員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	研究指導補助教員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		13	12	-	5	5	7	7	24	1

教員の採用・昇任に関しては、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 専任教員採用規程」(以下、「専任教員採用規程」という)「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 専任教員昇任規程」(以下、「専任教員昇任規程」という)及び「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 資格審査規程」(以下、「資格審査規程」という)に基づき厳正に適用している。

専任教員の募集は、教育目的・教育課程上必要と認められた場合に、本学ホームページや国立研究開発法人科学技術振興機構（JREC-IN）のポータルサイトなどを通じて、公募によって行っている。

採用・昇任・定年制移行に際しては、「専任教員採用規程」「専任教員昇任規程」「資格審査規程」「契約教員に関する規程」に基づき、昇任人事及び定年制移行スケジュールに沿って行っている。

教員評価については、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教員評価規程」に基づき、学長を委員長とする「教員評価委員会」が置かれ、毎年実施されている。教員は毎年「教員自己評価調査票」に1年間の諸活動の結果を入力し、学科長に提出している。学科長はその結果にもとづき、各教員の評価結果を取りまとめ、副学長に提出し、副学長の確認後、学長に提出する。学長は最終評価を行い、その結果を各教員に通知する。教員評価委員会において、評価結果に基づき優れた活動が認められた教員に関しては、学長が報奨対象者として理事会に進達する。

#### <エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-2-1】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 専任教員採用規程
- 【資料 5-2-2】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 専任教員昇任規程
- 【資料 5-2-3】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 資格審査規程
- 【資料 5-2-4】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教員評価規程
- 【資料 5-2-5】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教員評価委員会規程
- 【資料 5-2-6】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教員自己評価調査票
- 【資料 5-2-7】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教員自己評価調査票（回答票）
- 【資料 5-2-8】学科長による教員評価調査票

### 5-3. 教員・職員の研修・職能開発

#### ①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

#### ②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、着任3年未満の新任教員に対して、教員相互の授業参観を義務付けている。授業参観を行った教員は、授業参観シートをSD委員会に提出する。その後、授業参観シートは学科長に返却され、学科長は着任3年未満の新任教員に対して、面接等によるフィードバックを行う。

また本学は、SPOD加盟校である。SPODとは、四国地区大学教職員能力開発ネットワークの略称で、四国地区の35の国公立大学・専門職大学・短期大学（四国地区に一部の学部等を置く大学を含む）及び高等専門学校によって構成されている。本ネットワークでは、質の高い教育を提供するため、四国4県に位置するネットワークコア校を中心に、加盟校

が協力・連携して、教職員の能力開発（FD・SD）を行っている。研修をとおして、資源を共有することで、加盟校は、単独の組織では成し得なかったプログラムやサービスを楽しむことができる。ネットワークの活動を通じて、学生の豊かな学びと成長を支援し、実践的力をもった高等教育のプロフェッショナルを四国から輩出することを目指している。本学では、このネットワークを活用して、学内の教職員に周知し、適宜、研修についての案内と参加要請を行っている。

本学では、学内向けFDの取組みとして、毎年12月に「シラバスの作成方法について」教務部長からの研修が行われている。FD活動の全学的な取組みの推進について2024年度から強化しており、中期計画で掲げている「学修者主体の学びの実現」に向け、教員間の共通理解を深めるための機会を持っている。2024年度は、「基礎から学ぶ学習評価法」（愛媛大学 中井 俊樹先生 2024年6月20日）、「学修者主体の学びの実現に向けての研修会①ー教学マネジメントの基礎ー」（愛媛大学 中井 俊樹先生 2024年11月11日）、「神戸常盤大学 初年次教育科目 「まなぶる▶ときわびと」～学生と教員がともに主体的になる授業～」（神戸常盤大学 光成 研一郎先生 2025年1月30日）をテーマとした研修会を実施、2025年度は「学生の主体性を促す学習支援」（香川大学 大学教育基盤センター 准教授 蝶 慎一 氏 2025年7月3日）をテーマとした研修会を実施した。

<エビデンス集（資料編）>

【資料5-3-1】授業参観シート

【資料5-3-2】SPOD ホームページ

【資料5-3-3】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学「2024年度シラバスの作成について」

### 5-3-②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

令和4（2022）年度からの研修テーマと概要は表5-3-1のとおりである。

松山東雲女子大学

表 5-3-1 SD 研修会実施一覧表 (2022～2025 年度)

年度	実施日	題目	講師
令和 4 (2022)	9 月 16 日	「愛媛県で起こりうる災害と事前の備え」	二神 透 氏 (愛媛大学防災情報研究センター 副センター長／愛媛大学社会共 創学部准教授)
令和 5 (2023)	6 月 8 日	「教学 IR 入門」	真鍋 亮 氏 (愛媛大学研究員)
	9 月 12 日	「ネット依存の理解と児童精神医学臨床」	河邊 憲太郎 氏 (愛媛大学大学院医学系研究科 児童精神医学講座准教授)
	9 月 13 日	「ハラスメント防止と働き方改革」 (遠隔開催)	川島 高之 氏 (NPO 法人ファザーリング・ ジャパン理事)
	11 月 13 日	「情報セキュリティおよび生成 AI の現状と 活用について」	続木 正博 氏・川北 輝 氏 (松山東雲女子大学・松山東雲 短期大学情報メディアセンター 員)
令和 6 (2024)	9 月 10 日	「合理的配慮について」	野本 ひさ 氏 (愛媛大学教育・学生支援 機構教授)
	9 月 13 日	「情報セキュリティおよび生成 AI の倫理的 問題と活用について」	続木 正博 氏 (松山東雲女子大学・松山東雲 短期大学情報メディアセンター 長) 川北 輝 氏 (松山東雲女子大学・松山東雲 短期大学情報メディアセンター 員)
令和 7 (2025)	7 月 3 日	「学生の主体性を促す学習支援」	蝶 慎一 氏 (香川大学 大学教育基盤センタ ー 准教授)
	9 月 16 日	「キリスト教主義女子高等教育を巡る〈問題 群〉」	上島 一高 氏 (松山東雲女子大学特任教授 (宗 教主事)
	1 月 29 日	「ハラスメント対策と危機管理」	熊本 園子 氏 (メンタルサポート K's HOUSE)

事務職員研修については「松山東雲学園職員研修会規程」を定め、年度当初の事務協議会において、研修の年間計画を立てプログラムの選定、並びに人選を行っている。令和 7 (2025) 年度は、徳島県で開催され 1 名の職員が参加した。学内での職員研修は、8 月と 12 月に 2 回実施した。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 5-3-4】第 1 回 SD 研修会実施要領 (SPOD 内講師派遣プログラム) 令和 5 (2023) 年度

【資料 5-3-5】第 2 回 SD 研修会実施要領 (松山東雲学園創立記念教職員研修会) 令和 5 (2023) 年度

【資料 5-3-6】松山東雲学園 職員研修規程

【資料 5-3-7】第 1 回松山東雲学園研修会次第 令和 5 (2023) 年度

【資料 5-3-8】第 2 回松山東雲学園研修会次第 令和 5 (2023) 年度

#### 5-4. 研究支援

##### ①研究環境の整備と適切な管理運営

##### ②研究倫理の確立と厳正な運用

##### ③研究活動への資源の配分

###### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

###### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

教員には個人研究室を 1 人 1 室用意し、非常勤教員には非常勤講師控室（準備室）を用意している。また、共同研究室や実験・実習に必要となる各種の実験・実習室、準備室等も整備している。研究室は、机、書棚を備え、有線・無線 LAN に接続し、インターネットが利用可能となっている。必要に応じ、専任教員は個人研究費等でパソコン、プリンター、コンピュータソフト等を購入し、それぞれの研究者に対応した研究環境を整えている。図書館は、教員及び学生からの希望を聴取した結果をもとに蔵書検索システム、オンライン情報検索システム、図書館間の相互利用を推進し、文献検索、文献複写、図書借用等を通じた研究者支援を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-1】教員研究室

【資料 5-4-2】図書館利用案内

##### 5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究活動に携わるすべての者が遵守すべき倫理規範として、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学研究倫理綱領」を定めている。また、これに基づき「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 研究倫理規程」「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 人を対象とする研究倫理規程」を定め、研究遂行の上で求められる行動と態度の基準及び関連事項を設けている。

研究活動上の不正行為防止については、平成 26 (2014) 年 8 月 26 日文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 研究倫理規程」「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 研究倫理委員会規程」に反映させている。

公的研究費の不正使用防止については、平成 19 (2007) 年 2 月 15 日文部科学大臣決定（令和 3 (2021) 年 2 月 1 日改正）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針」を定め、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学公的研究費

不正防止計画」「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における公的研究費取扱い実施要領」「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における公的研究費に関する監査実施要領」を制定している。

また、「公的研究費に関するコンプライアンス教育、研究倫理教育及び啓発活動実施計画」を策定し、年1回以上のコンプライアンス教育、研究倫理教育及び年4回以上の啓発活動を行っており、これまで研究活動における不正行為等の事例もなく、研究倫理の確立と厳正な運用がなされている。

#### <エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-4-3】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 研究倫理綱領
- 【資料 5-4-4】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 研究倫理規程
- 【資料 5-4-5】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 人を対象とする研究倫理規程
- 【資料 5-4-6】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 研究倫理委員会規程
- 【資料 5-4-7】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針
- 【資料 5-4-8】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 公的研究費不正防止計画
- 【資料 5-4-9】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における公的研究費の運営・管理に関する規程
- 【資料 5-4-10】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における公的研究費取扱い実施要領
- 【資料 5-4-11】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 公的研究費に関する監査実施要領
- 【資料 5-4-12】公的研究費に関するコンプライアンス教育、研究倫理教育及び啓発活動実施計画

#### 5-4-③ 研究活動への資源の配分

経常的な研究経費については、教員数に本学が定める研究費単価を乗じて各部門への配分額を決定している。令和7（2025）年度には学科に合計459.5万円が配分され、学科の教育・研究活動に活用されている。

更に、外部資金（特に科学研究費助成事業）の獲得及び共同研究・受託研究等を推進・支援するため、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 松山東雲教育実践研究センター（以下、「研究センター」という）を平成30（2018）年度に設置、令和6（2024）年度に名称変更し、研究センター主催の研究費を助成している。研究課題は、地域課題に関することとしている。研究班は、研究分野またはテーマの公募に応じた本学専任教職員と外部研究員で構成することができ、所定の手続きを経て学長が任命する。各研究班には、研究計画書に基づく研究助成額が研究タイプに合わせて1班につき、A：50万円（研究期間最長3年間）、B：24万5,000円（研究期間最長2年間）、C：12万3,000円（単年度）が配分され、調査・研究活動に活用されている。研究助成金などの外部資金に応募する研究者を増やし、研究の質を更に高め、その成果を本学の教育力の向上に繋げ、更には研究の成果を

地域社会に還元している。この実現のため、研究センターを中心とした積極的な取組みを展開している。現在、研究センターが募集する研究助成については、4 班の研究テーマが採択され、研究が進められている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-13】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 松山東雲教育実践研究センター  
規程

【資料 5-4-14】2025 年度松山東雲教育実践研究センター研究助成募集要項

【資料 5-4-15】科学研究費助成事業採択実績（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年  
度）

### 【基準 5 の自己評価】

#### （1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学における意思決定と教学マネジメントにおいて、学長の適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制を整え、また、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制も構築・整備している。しかしながら、エンロールマネジメント体制の構築には、道半ばといわざるを得ない。この体制を確立し、教学マネジメントの意思決定において、これまで以上に IR データの活用が可能となるよう IR 推進委員会にて進めていく。

#### （2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

これまでの SD/FD 研修は、SPOD 等から派遣された学外の講師や、SD 委員会が主導して企画内容を決定していた。しかし、本来の研修は、各教職員による主体的な取組みであることが重要な資質向上の要素であるため、研修内容を学内全体から公募するなどして、教職員のニーズを踏まえた研修会を企画するよう検討しており、2025 年度には職員提案のハラスメント研修を実施した。今後もそうした企画立案について意見を集約する態勢を整える必要がある。

事務職員研修については、職員の資質・能力向上のためのキャリア別・階層別・業務別を意識した研修計画の立案、実施及び検証結果等について教職協働協議会で情報共有し、組織的な実施に向けた見直しを図っていく。

#### （3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

教員相互の授業参観をとおして、シラバスに沿った授業運営や教授法を見学する等、それぞれの教育の質の向上に努める。授業参観シートは当事者間の共有にとどまる傾向にあり、その共有・活用方法について SD 委員会において検討している。2026 年度には、ティーチング・ポートフォリオの導入に向けて、TS についての SD 研修会を行う予定である。この場で、それぞれの教育目標、課題、そして各教員独自の教育方法について意見交換の場となることを期待している。

## 基準 6. 経営・管理と財務

### 6-1. 経営の規律と誠実性

#### ①経営の規律と誠実性の維持

#### ②環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園は「学校法人松山東雲学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という）に基づき経営し、本学は「松山東雲女子大学学則」（以下、「学則」という）などの各種規程等により、学内の管理運営体制を整備している。理事会のガバナンスについては、令和 7（2025）年 4 月 1 日に施行された私立学校法に則り、「寄附行為」及び理事会運営規則等の諸規程を制定又は改正した。具体的には、役員等の資格・選解任の手續等と各機関の職務・運営等の管理運営制度を見直し、令和 7（2025）年度の定時評議員会までに理事、監事、評議員及び会計監査人を選任している。また、学園全体の経営方針について審議する機関として、理事長を委員長とする「経営企画委員会」を設置・運営している。

理事長は、建学の精神のもと、通常、毎月開催する理事会を招集・開催し議長となり、本学園の管理運営について積極的な改善策等を提言し、本学園の発展に寄与しており、法人を代表しその業務を総理している。

また、理事及び監事に税理士資格者を選定するなど、専門的な知識と経験を有する学内外の役員により、本学園経営の規律と誠実性の維持・担保に留意している。

学長は、代表業務執行理事として、また教学の最高責任者として、その権限と責任において、「松山東雲女子大学教授会規程」第 2 条に基づき教授会の意見を参酌して、教学面における最終的な判断を行っている。また、同一法人内の短期大学と合同で「中期計画」を立案、実行、検証、改善することにより、大学の運営全般においてリーダーシップを発揮している。

なお、「学校法人のガバナンス改革」については、その改革提言の趣旨を理解し、学内での共通認識に努めながら問題意識・課題を共有しつつ、今後も関連諸規程の見直しを行うこととしている。

また、組織倫理を確立するため平成 21（2009）年に「学校法人松山東雲学園公益通報者の保護に関する規程」、令和 7（2025）年に「学校法人松山東雲学園コンプライアンス規程」を制定するなど、法令違反等に対する体制を整備している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-1-1】学校法人松山東雲学園寄附行為

【資料 6-1-2】松山東雲女子大学学則

【資料 6-1-3】学校法人松山東雲学園 経営企画委員会規程

【資料 6-1-4】松山東雲学園 役員及び評議員名簿 令和 7（2025）年度

【資料 6-1-5】松山東雲女子大学 教授会規程

【資料 6-1-6】 学校法人松山東雲学園 中期計画 令和 7 (2025) 年度

【資料 6-1-7】 学校法人松山東雲学園 公益通報者の保護に関する規程

【資料 6-1-8】 学校法人松山東雲学園 コンプライアンス規程

## 6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関しては、空調エネルギーを二酸化炭素の発生が少ない天然ガスとし、冷暖房においては節電啓発活動を含めたエコ対策を実施しており、学内のみならず社会環境に配慮した体制を維持している。学生のボランティア活動や、地域の桑原地区まちづくり協議会と連携した教育・社会活動においても環境に対する意識を醸成している。

人権に対する配慮では、人権侵害の防止を目的に、学生・教職員が健全で快適な環境のもとで、就学・就労する機会を保障するため、「セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針」に従い、「松山東雲学園人権問題に関する規程」を制定している。本学ホームページや「Shinonome キャンパス・ガイド」に掲載し、周知するとともに、相談窓口及び関係委員会を必要に応じ設置・開催するなど適切に運用している。また、学生の心と体の悩み相談に対応する「カウンセリングルーム」を設け、専門性の高い教職員に加え、学外から 3 人の専門員の支援を得て、丁寧な対応を心がけている。

教職員については、より働きやすい職場環境を整備するため、「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定し、積極的な啓発に努めており、「育児休業等に関する規程」及び「介護休業等に関する規程」は、法律の改正後、速やかに規程を改正し、教職員に周知している。本学は、育児・介護休業取得や育児・介護休業法の基準を超える両立支援制度の利用実績が多く、また、具体的な目標を定めた所定外労働の削減等働き方の見直しに資する取組みを実施している企業として、愛媛県内の教育機関では唯一「えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業 (第 55 号)」に認証され、愛媛県のホームページにも公表されている。

安全に対する配慮では、「学校法人松山東雲学園 (桑原キャンパス) 危機管理に関する規程」「学校法人松山東雲学園衛生委員会規程」「学校法人松山東雲学園ストレスチェック制度実施規程」を制定し、あらゆる危機への対応・管理に努めている。「学校法人松山東雲学園 (桑原キャンパス) 防火・防災管理委員会規程」に基づき、地域と連携した防火訓練、防災訓練を年に各 1 回、加えて松山市消防局の協力のもと防災関連講話会を年に 1～2 回開催している。令和 4 (2022) 年には、桑原地区まちづくり協議会との連携事業として、学内に防災倉庫 (8.24 m<sup>3</sup>) を設置し、簡易トイレ等を備蓄・管理している。

学生の安全対策として、交通安全のためのバイク講習会と愛媛県警察本部サイバー犯罪対策課による講話会を年に各 1 回実施している。

個人情報保護については、「松山東雲学園個人情報保護基本方針」に従い、「松山東雲学園個人情報の保護に関する規程」を制定している。また、「特定個人情報等の適正な取り扱いに関する基本方針」及び「学校法人松山東雲学園特定個人情報取扱規程」を定め、マイナンバーを含めた個人情報を適切に保護、管理している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-1-9】松山東雲学園セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針
- 【資料 6-1-10】松山東雲学園 人権問題に関する規程
- 【資料 6-1-11】Shinonome キャンパス・ガイド 2025
- 【資料 6-1-12】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 カウンセリングルーム規程
- 【資料 6-1-13】次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画
- 【資料 6-1-14】育児休業等に関する規程
- 【資料 6-1-15】介護休業等に関する規程
- 【資料 6-1-16】えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業認証書
- 【資料 6-1-17】学校法人松山東雲学園（桑原キャンパス）危機管理に関する規程
- 【資料 6-1-18】学校法人松山東雲学園 衛生委員会規程
- 【資料 6-1-19】学校法人松山東雲学園 ストレスチェック制度実施規程
- 【資料 6-1-20】学校法人松山東雲学園（桑原キャンパス）防火・防災管理委員会規程
- 【資料 6-1-21】桑原地区まちづくり協議会 備蓄物資確認報告書
- 【資料 6-1-22】松山東雲学園 個人情報保護基本方針
- 【資料 6-1-23】松山東雲学園 個人情報の保護に関する規程
- 【資料 6-1-24】特定個人情報等の適正な取り扱いに関する基本方針
- 【資料 6-1-25】学校法人松山東雲学園 特定個人情報取扱規程

## 6-2. 理事会の機能

### ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### ②使命・目的の達成への継続的努力

#### (1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学の管理運営組織は、理事会、評議員会に加え、機動的な意思決定に必要な管理部門と教学部門の意思疎通・連携に資するため、経営企画委員会、教職協働協議会等を設置している。

理事会は私立学校法に基づき、「寄附行為」第 15 条第 1 項に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定され、予算・決算をはじめ、重要事項について審議・決定する学園の最高議決機関として位置づけている。

理事の定数は「寄附行為」第 7 条により 9 人以上 10 人以内と定めており、実数は 9 人である。理事長については「寄附行為」第 16 条第 2 項、代表業務執行理事については同条第 3 項、業務執行理事については同条第 4 項の規定に基づき適切に選任されている。

理事会は理事長が招集し、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事項を书面により会議の 7 日前までに発している。

理事会の議長は理事長をもって充て、過半数の理事の出席で成立、議事の決議は出席した理事の過半数をもって行う。

令和7（2025）年度理事会は、17回開催し、出席率は92.8%と高い。

本学からは学長、副学長1人が理事として加わり、大学教育全般の責任者としての職務分担を担っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料6-2-1】学校法人松山東雲学園寄附行為 第7条、第16条

【資料6-2-2】松山東雲学園 役員及び評議員名簿 令和7（2025）年度

【資料6-2-3】学校法人松山東雲学園 理事会、評議員会の開催及び出席状況 令和7（2025）年度

### 6-2②使命・目的の達成への継続的努力

中期計画の策定には、各所属における原案を基に、経営企画委員会での審議、監事との意見交換を経た後に理事会にて決議している。その内容は教職員用ホームページに公表した上で、教授会において学長より徹底・共有している。学科で策定される中期計画は、教育の質保証、学生確保を軸に課題を共有した上で継続的な努力の指針としている。

これら計画の包括的管理については、学園全体の中期計画を経営企画委員会が、また大学・短期大学の中期計画を自己点検・評価委員会が、それぞれ進捗状況及び総括を担い、理事会において最終検証することにより全学的なPDCAサイクルを確立している。

また、私立大学が主体性を重んじ、公共性を高める自律的なガバナンスを確保・強化するため、本学でもガバナンス・コードを定めており、内容については理事会において慎重に審議し、本学ホームページに公開している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料6-2-4】中期計画 令和7（2025）年度

【資料6-2-5】「私立大学ガバナンス・コード」順守状況報告書 令和6（2024）年度

### 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

#### ①法人の意思決定の円滑化

#### ②評議員会と監事のチェック機能

##### (1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

##### (2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

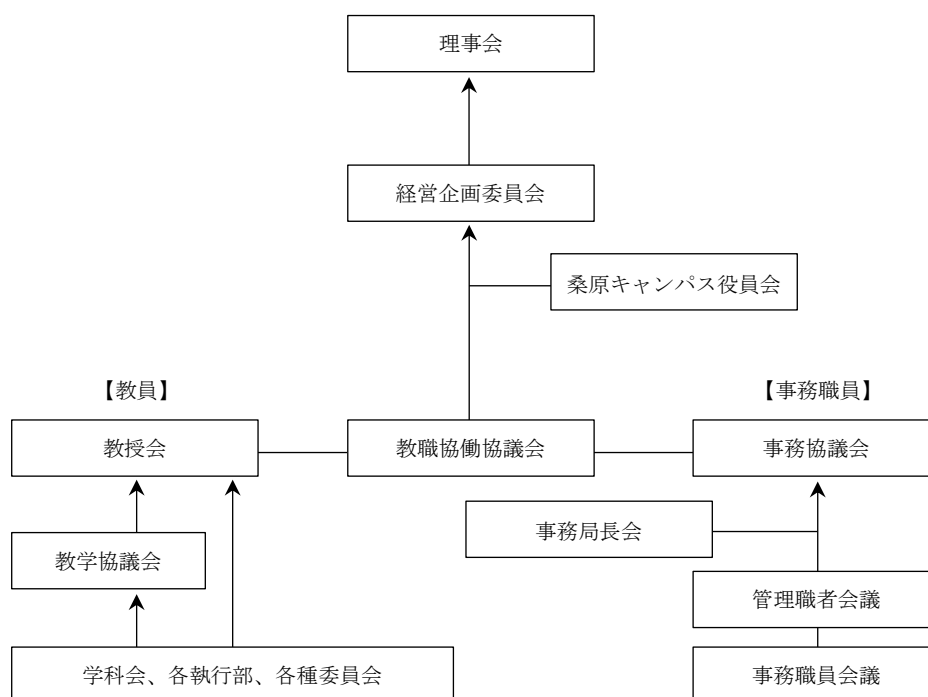
#### 6-3-① 法人の意思決定の円滑化

法人全体の経営を代表する理事長、教学を代表する学長及び事務局を代表する事務局長が、法人と大学間のコミュニケーションを図り、理事会における意思決定の円滑化を主導している。また、各管理運営機関の責任者が構成員となる経営企画委員会が、所属間の協議・調整を推進する役割を担い、重要事項の審議と同時に、各所属の連絡・調整を行っている。

図6-3-1のとおり、教員組織からの提案は、学科会等から教学協議会、教授会へ、また、事務組織においては、事務職員会議、管理職者（課長以上）で構成する管理職者会議から理事長、事務局長及び次長で構成する事務協議会へとボトムアップでくみ上げる仕組みである。なお、教職員双方に係る多くの事項については、教職協働協議会で確認・協議される。

また、教員評価制度、事務職員人事考課制度の実施過程での個別面談において、提案・意見やニーズの確認も可能となり、組織・制度両面の整備により、各管理運営機関の意思決定の円滑化にも寄与している。

図6-3-1 ボトムアップを可能とする組織体系



<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-3-1】 学校法人松山東雲学園 経営企画委員会規程
- 【資料 6-3-2】 松山東雲女子大学 教授会規程
- 【資料 6-3-3】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教学協議会規程
- 【資料 6-3-4】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教職協働協議会規程
- 【資料 6-3-5】 事務協議会規則
- 【資料 6-3-6】 事務局管理職者会議規則
- 【資料 6-3-7】 事務職員会議規則
- 【資料 6-3-8】 桑原キャンパス役員会規程

### 6-3-②評議員会と監事のチェック機能

監事は寄附行為第24条に基づき、評議員会決議により選任している。監事は理事会及び評議員会に毎回出席し、理事、評議員の職務遂行について適宜確認を行っている。また、監事の職務は寄附行為第30条に規定しており、また、監査の対象は監事監査規程第3条に規定している。

法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴する評議員会は、定数を11人としている。構成は教職員の他に同窓生、学生・生徒等の保護者、日本基督教団松山教会に属する信徒及び学識経験者の評議員をもって組織している。

理事会は、「寄附行為」に定められた事項について評議員会に諮問し、評議員会は諮問事項に対し適正な意見を述べ、理事会の諮問機関としての機能を果たしている。

また、経営と教学の有機的連携を図るため、月に1度「桑原キャンパス役員会（構成員：理事長・学長・副学長・事務局長、事務局次長）」を設置している。当初計画の履行に際しての課題や現状の問題点等について、相互の見解を時機に即して確認・修正しながら、中期計画等に基づく円滑な学園・大学運営を支えている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料6-3-9】松山東雲学園 寄附行為

【資料6-3-10】松山東雲学園 監事監査規程

【資料6-3-11】松山東雲学園 桑原キャンパス役員会規程

## 6-4. 財務基盤と収支

### ①財務基盤の確立

### ②収支バランスの確保

### ③中期的な計画に基づく適切な財務運営

#### (1) 6-4の自己判定

基準項目6-4を満たしている。

#### (2) 6-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-4-① 財務運営の確立

財務基盤の確立に向けて、2024年度から2029年度の松山東雲学園中期計画においては、経常収支差額の黒字化、つまり日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（以下、「経営判断指標」という）」の判定が「A3段階（経常収支差額が3か年のうち2か年以上黒字）」となること、また積立率全国平均並みの75%達成をKGI（Key Goal Indicator）として定めている。

そのため各年度の予算編成方針では、各学校に対して、中期計画に基づく入学者の確保を必達目標として働きかけ、寄付金、補助金等の外部資金の獲得や資金運用による収入を獲得することで持続可能な収入源の確保を目標としている。

また効率的な支出構造の構築のため、予算申請上の留意点として、中期計画を視野に入れた事業計画に基づく予算申請を促し、継続事業についても各予算項目を精査し、優先度、

必要度及び費用対効果を検証したうえで申請するよう促している。

これらの検討機関としては、経営企画委員会及び理事会としており、年度末又は決算時において、その進捗・達成状況を確認して、次の計画につなげている。

#### 6-4-② 収支バランスの確保

収支バランスを確保するために、平成 20（2008）年度より賞与に関しては、当該年度の入学者数及び前年度決算状況を考慮し、労使協定により賞与支給額を決定する人件費施策を継続している。

本学園の経営状況については、表 6-4-1 のとおり、過去 5 年間、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度まで経常収支差額は毎年度収入超過（黒字）で推移しており、令和 6（2024）年度決算における経営判断指標の判定は「A3 段階」となっている。したがって、経営状況は収入と支出のバランスを保った状態を維持している。

大学の経営状況についても、表 6-4-2 のとおり、過去 5 年間、令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度まで経常収支差額は毎年度収入超過（黒字）で推移していたが、令和 5（2023）年度決算以降における経常収支差額は支出超過となっている。

表 6-4-1 収支状況（法人）（2020～2024 年度）

年度	2020	2021	2022	2023	2024
経常収支差額（円）	196,671,769	224,395,192	190,063,575	72,694,425	7,577,346
経常収支差額比率 （%）	11.8	13.3	11.5	4.7	0.5
基本金組入前 当年度収支差額（円）	206,651,033	232,653,887	208,258,843	129,022,677	△43,236,626

表 6-4-2 収支状況（大学）（2020～2024 年度）

年度	2020	2021	2022	2023	2024
経常収支差額比率 （%）	11.6	14.2	10.1	-0.7	-9.5

貸借対照表関係比率については表 6-4-3 のとおりである。安定した財政基盤の確立及び将来的な施設設備の更新・改修のための費用を積み立てるため、中期計画に基づき毎年度特定資産への組入れを行っている。

また、積立率については、令和 7（2025）年度までに 50%を達成することを当面の目標とし、令和 6（2024）年度末においてはその目標を達成することができた。なお、本学園の財務資料（経年推移、財務比率の経年比較）については、毎年度事業報告書にて報告している。

表 6-4-3 貸借対照表関係比率（法人）（2020～2024 年度）

年度	2020	2021	2022	2023	2024
特定資産構成比率 (%)	3.4	5.5	7.6	9.8	12.1
流動資産構成比率 (%)	17.9	19.5	22.2	19.4	15.7
積立率 (%)	43.5	49.5	54.1	55.5	55.6

補助金の獲得状況については、平成 30（2018）年度から令和元（2019）年度及び令和 3（2021）年度には、私立大学等改革総合支援事業補助金に採択され、「Society5.0」の実現等に向けた特色ある教育の展開及び「地域社会の発展への貢献」にむけて教育改革を実行している。また、令和 2（2020）年度には新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策のための私立学校情報機器整備費補助金の交付を受け、遠隔授業を実施するための環境整備を行った。更に、令和 2（2020）年度からは、「高等教育の修学支援に関する法律」に基づく授業料等減免費交付金の交付を受け、学生の経済的支援を行っている。

本学園資金の運用については、「学校法人松山東雲学園 資金運用規程」に基づき、銀行大口定期預金または有価証券等により資産運用を行っている。なお、同規程において、保有する有価証券については、国、地方公共団体及び本学園が規定する格付機関により A 格以上の格付を有するものとしており、株式の年度末の時価が 30%以上下落し、一定の基準に達した場合は、「有価証券の減損処理に関する基準について」により、減損処理を行うようルール化している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-4-1】給与規程

【資料 6-4-2】2024 年度事業報告書

【資料 6-4-3】松山東雲女子大学 特別補助一覧

【資料 6-4-4】学校法人松山東雲学園 資金運用規程

【資料 6-4-5】有価証券の減損処理に関する基準について

#### 6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

中期的な計画は、令和 6（2024）年 3 月に法人・理事会、中学・高等学校、及びこども園の「中期計画」を作成し、評議員会で意見を聴取し、理事会で議決して、教職員に説明を行っている。また、大学・短期大学の中期計画及び 6 年間の財務計画は、令和 6（2024）年 5 月に理事会、評議員会に付議、決定している。

各年度の事業計画書及び予算書は、中期計画に基づき、毎年度の予算編成方針を理事会で議決し、教職員に周知した上で、各部門の事業計画書（案）及び予算申請書（案）の提出と予算折衝を経て、本学園の事業計画書及び予算書を作成している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-4-6】 学校法人松山東雲学園 中長期財務計画 令和 6（2024）年度

【資料 6-4-7】 予算編成方針 令和 6（2024）年度

【資料 6-4-8】 事業計画書 令和 6（2024）年度

【資料 6-4-9】 予算書 令和 6（2024）年度

## 6-5. 会計

### ①会計処理の適正な実施

### ②会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

#### (2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-5-① 会計処理の適正な実施

予算については、予算編成方針に基づいた予算申請をもとに、予算案を作成し、毎年 3 月に評議員会にて意見徴収した後、理事会で議決している。

令和 7（2025）年度予算については、令和 6（2024）年 8 月に予算編成方針を理事会で承認後、令和 6（2024）年 9 月～10 月に関係部署が事業計画に基づいた予算申請を行っている。その後、令和 6（2024）年 12 月に予算折衝を行い、令和 7（2025）年 2 月の理事会で予算編成概要について審議した後、令和 7（2025）年 3 月の評議員会に諮問し、理事会の議決により令和 7（2025）年度予算を最終決定している。

日常的な出納業務は、「学校法人会計基準」「学校法人松山東雲学園経理規程」「学校法人松山東雲学園固定資産及び物品調達規程」等に則り、円滑に実施されている。通常は、既に承認されている予算に基づき、請求書等必要書類が各部署より経理課に提出され、所定の支払日ごとに経理責任者の決裁を経て支払いを執行している。また、見積価額が 100 万円以上、または予算化されていない 50 万円以上の支払いについては、事前に起案手続きにより理事長の承認を受けた後に支払いを執行している。予算執行状況については、経理課において財務会計システムにより管理するとともに、各課においても予算管理している。

当初予算に計上していない重要事項となる案件の執行については、起案手続きにより理事長決裁後に予備費等からの充当、または補正予算編成による対応を行っている。補正予算編成は、毎年度 1～2 回行い、評議員会にて意見聴取した後、理事会の議決により決定している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-5-1】 予算編成方針 令和 7（2025）年度

【資料 6-5-2】 予算書 令和 7（2025）年度

【資料 6-5-3】 学校法人松山東雲学園 経理規程

【資料 6-5-4】 学校法人松山東雲学園 固定資産及び物品調達規程

【資料 6-5-5】 補正予算書 令和 7（2025）年度

## 6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

「学校法人松山東雲学園業務監査規程」に基づき、教育研究等の学校諸活動における不正等の防止及び適切な予算執行等の点検・評価を行うことを目的に年2回（毎年度10月、5月）内部監査・現物監査・小口現金の監査を実施している。また監事は「学園監事の監査実施要領」に基づき、1年に2回（11月、5月）公認会計士から本学園の財務状況及び計算書類の監査状況について聴取している。

決算は、経理規程第51条に基づき、年度決算ほか、月次決算を行っている。年度決算は、会計年度終了後2か月以内に計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）、財産目録を作成し、公認会計士及び監事による監査を受けている。その後、計算書類は監事の意見を付して事業報告書とともに5月の評議員会へ報告し、理事会の承認を経て確定している。

また、計算書類、財産目録、事業報告書及び監事の監査報告書は、「学校法人松山東雲学園財務等の情報公開規程」に基づき閲覧に供するとともに、財務情報は本学園ホームページ上で公開している。

### <エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-5-6】 学校法人松山東雲学園業務監査規程
- 【資料 6-5-7】 学園監事の監査実施要領
- 【資料 6-5-8】 公認会計士監査日程表 令和6（2024）年度
- 【資料 6-5-9】 独立監査人の監査報告書
- 【資料 6-5-10】 決算等の計算書 令和6（2024）年度
- 【資料 6-5-11】 財産目録 令和6（2024）年度
- 【資料 6-5-12】 学校法人松山東雲学園財務等の情報公開規程
- 【資料 6-5-13】 松山東雲学園ホームページ「財務情報」

### [基準6の自己評価]

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

寄附行為をはじめとする各種規程等を遵守しており、経営の規律と誠実性は担保されている。管理運営体制については、最高意思決定機関である理事会の決定を踏まえ、法人及び大学の各管理運営機関において、使命・目的の達成に向けた業務を執行している。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

中期計画に基づき収支バランスの確保を図り、法人全体として安定した財政基盤を確立するため、学生数の確保を最重要課題として位置づけている。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学生数の確保を進めながら、無駄な支出を抑え財政基盤を強固なものとしていく。